



**OECD 紛争地域および
高リスク地域からの鉱物の責任ある
サプライチェーンのための
デュー・ディリジェンス・ガイダンス
金に関する補足書（仮訳）**



本補足書の英語原文は、OECD ウェブサイト
http://www.oecd.org/document/36/0,3746,en_2649_34889_44307940_1_1_1_1,00.html からダウンロード可能。

目次

概要および範囲.....	4
定義.....	7
ステップ 1：強固な企業管理システムの構築.....	14
セクション I - 金のサプライチェーン内のあらゆる企業向けの総合的な勧告	14
セクション II - 個別の勧告	17
ステップ 2：サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価.....	20
セクション I - 中規模および大規模の金採掘企業ならびに零細および小規模の採掘事業者（「金生産者」）のためのリスク評価	20
セクション II - 採掘された金および再生利用される金を扱う地元輸出業者、再生利用業者、国際取引業者、精製業者のためのリスク評価	28
セクション III - 下流の企業のためのリスク評価	38
ステップ 3：特定されたリスクに対処するための戦略の構築と実施	40
セクション I - 上流の企業のためのリスク管理	40
セクション II - 下流の企業のためのリスク管理	44
ステップ 4：独立した第三者による精製業者のデュー・ディリジェンス行為の監査を実施	47
ステップ 5：サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関する年次報告	52
附属 1.....	55
零細・小規模採掘業者のために経済および開発の機会を創出するための措置の提案.....	55

© OECD 2012

OECD のコンテンツは利用者個人が使用するために複写、ダウンロード、または印刷することが認められている。また、利用者は自身が作成する文書、プレゼンテーション、ブログ、ウェブサイト、教材の中に、OECD の刊行物、データベース、マルチメディア製品からの抜粋を用いることができるが、その際は、OECD を出典および著作権所有者として適切に明記することが条件となる。公的な目的または商用目的での利用および翻訳の権利に関する要望はすべて電子メールで rights@oecd.org 宛に送信のこと。また、公的な目的または商用目的で本資料の一部を複写することに関する要望は、電子メールでコピーライトクリアランスセンター（Copyright Clearance Center）のアドレス info@copyright.com 宛に送信のこと。

金に関する補足書 (仮訳)

本刊行物は OECD 事務総長の責任のもと刊行される。この中で表明される意見ならびに展開される議論については、必ずしも OECD もしくは OECD 加盟国政府の公式見解を反映したものとは限らない。

本稿ならびにここに含まれる地図はいずれも、あらゆる領土の地位や主権、国境や境界線の設定、そして領土・都市・地域の名称に影響を及ぼすものではない。

概要および範囲

金に関する本補足書は、「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物のためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」にとって不可欠の一部を構成している。「ガイダンス」の「概要」の部分、ならびに「附属書 I（鉱物サプライチェーンにおけるリスクに基づいたデュー・ディリジェンスのための 5 段階の枠組）」、「附属書 II（紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるグローバル・サプライチェーンのためのモデル・サプライチェーン指針）」、「附属書 III（リスク緩和のために推奨される措置、および改善を測定するための指標）」はいずれもこの「金に関する補足書」に適用される。したがって、「ガイダンス」という語は本補足書を通じて用いられ、「金に関する補足書」および「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物のためのデュー・ディリジェンス」の双方に言及する場合がある。

本補足書では、紛争地域または高リスク地域からの金のサプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関し、金のサプライチェーン内における各企業の位置づけの違いに応じて、個別ガイダンスを提供する。ここでは、サプライチェーンの「上流の企業」および「下流の企業」（後述の定義を参照）の役割を区別した上で、さらにそれに応じた上流と下流の企業それぞれに対するデュー・ディリジェンス勧告を区別して示す。そしてまた、必要に応じて、これら大きく二つに分けられたカテゴリ内の個々の関係企業に対する個別勧告も提示している。いずれかのカテゴリに属する企業は、自らが金を所有しているか、借り受けているか、貸しているかにかかわらず、デュー・ディリジェンスを実施することが望ましい。

本補足書では、紛争地域および高リスク地域を起源とする可能性のある金のサプライチェーンにおいて、企業が紛争や深刻な人権侵害に加担するのを避けるために取るべき措置に焦点を当てている。本補足書では、再生利用された素材が、紛争地域および高リスク地域で採掘された金の原産地を隠匿するための洗浄の手段になる可能性がある場合においてのみ、再生利用された金／金のスクラップもしくはかつて精製された金（「再生利用される金」）に対して取られるべきデュー・ディリジェンス措置を紹介している。ブリオン銀行の金庫室、中央銀行の金庫室、取引所、および精錬所において「検証可能な日付」¹ が 2012 年 1 月 1 日より前となっている金投資商品（インゴット、バー、硬貨、密閉容器に収められた粒子）は、その原産地情報を必要としない（新規定適用免除品。しかしながら、新規定適用免除品の取引が国際制裁に違反して行われることのないように、また紛争地域および高リスク地域で採掘される金の販売に起因もしくは関連する資金洗浄を可能にすることのないように、金投資商品は「取引先熟知（Know Your Counterparty）」のデュー・ディリジェンスを必要とする。

本補足書を適用するか否か判断するために、金のサプライチェーン内の企業は例外なくステップ 1（強固な企業管理システムの構築）を実施し、ステップ 2（サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価）に着手することにより、自社が紛争地域および高リスク地域から金の調達を現に行っているか、またはその可能性があるかを判定することが望ましい。本補足書におけるこれら以外のステップは、

¹ 「検証可能な日付」とは、商品上もしくは在庫リストに押印された実際の日付印によって検証される日付である。

紛争地域および高リスク地域から金の調達を行っている企業および、紛争地域および高リスク地域にて操業を行う金のサプライチェーン内の関係企業にのみあてはまるだろう。

ガイダンスおよび本補足書では、個々の企業によるデュー・ディリジェンスのパフォーマンスの原則、基準および工程を提示することに加え、新たに行われようとしている業界全体のサプライチェーンの取組みが紛争に対する意識の高い責任ある調達行為に向けて前進してゆく際に、達成すべきデュー・ディリジェンスの原則、基準、および工程についても勧告を行っている。大湖地域国際会議の認証制度ならびにその手段、もしくは産業による取組みや、多様な利害関係者による取組みで行われているような包括的認証制度は、本ガイダンスの中の基準や工程とも調和した、紛争に関わらない金の調達行為の認証工程を規定するものである。こうした認証制度を開発することにより、サプライチェーンが紛争や深刻な人権侵害に加担していないことの確たる保証となる可能性がある。²

本ガイダンスは、紛争地域および高リスク地域におけるデュー・ディリジェンスが現実的な課題を提示していることを認識している。デュー・ディリジェンスの実際の運用には柔軟性が求められる。こういった内容や範囲を持ったデュー・ディリジェンスが適切かは、個別の状況によって決まるものであり、事業体の規模、活動が行われている場所、各国固有の事情、関連する製品やサービスの属するセクターや性質、といった要素から影響を受ける。こうした課題への対処法には以下のように様々なものがあるが、但しこれらに限定されるものではない。

- デュー・ディリジェンス実施のための能力構築へ向けた、業界全体の協力。
- 特定のデュー・ディリジェンス作業にかかる費用の業界内での分担。
- 責任あるサプライチェーン・マネジメントの取組みへの参加。³
- 共通の供給業者と取引する業界メンバー同士での調整。
- 上流の企業および下流の企業の協力。

² 紛争への加担の定義については、OECD ガイダンスの附属書 II を参照のこと。

³ 例えば、「OECD ガイダンス：紛争に関与しない精錬業者のプログラム、電子業界 CSR アライアンス (EICC) およびグローバル・e-サステナビリティ・イニシアティブ (OECD Guidance: Conflict-Free Smelter Program, Electronic Industry Citizenship Coalition (EICC) and Global e-Sustainability Initiative (GeSI))」、ワールド・ゴールド・カウンシルの「紛争に関与しない金のスタンダード (Conflict Free Gold Standard)」(2012年予定)、ロンドン地金市場協会 (London Bullion Market Association) の「責任ある金のガイダンス (Responsible Gold Guidance)」(2012年予定)、および責任あるジュエリー協議会の「加工流通過程認証 (Chain-of-Custody Certification)」(2012年予定)と調和する。責任ある鉱業のためのアライアンス／国際フェアトレードラベル機構 (Alliance of Responsible Mining/Fairtrade Labelling Organizations International) の「零細および小規模採掘による金のための公正取引ならびに公正採掘の基準 (Fairtrade and Fairmined Standard for Gold from Artisanal and Small-Scale Mining)」(2010年)。

- 国際機関や市民社会組織との協調関係構築。
- モデル・サプライチェーン指針（附属書 II）および本ガイダンスで概説される個別のデュー・ディリジェンス勧告を、既存の指針や管理システムおよび従来のデュー・ディリジェンス行為（調達行為、誠実性および顧客熟知デュー・ディリジェンスの措置、および持続可能性に関する報告、企業の社会的責任などに関する報告、もしくはその他年次報告）に統合。

本ガイダンスでは特に、紛争地域および高リスク地域における零細および小規模の金採掘業者に関するデュー・ディリジェンスが課題を呈していることを認めている。個人、非公式のグループ、もしくは共同体などの零細および小規模の金生産者は、本ガイダンスで勧告されるようなデュー・ディリジェンスの実施を期待されていない。しかし、彼らの顧客によるデュー・ディリジェンスの取組みへ関与することに加え、将来、自身によってデュー・ディリジェンスを行えるよう、こうした関与を正式なものにすることが推奨されている。零細および小規模の事業体のみ、デュー・ディリジェンスの実施が求められる（後述の「定義」参照）。合法的な零細および小規模採掘者をはじめとする、紛争地域および高リスク地域において脆弱な立場に置かれている集団⁴ に対する社会的および経済的に有害となる可能性のある影響を防止するための措置を附属 I で提案している。

紛争地域および高リスク地域における操業を取り巻く複雑な環境において、状況が急速に進化や劣化を遂げていることを踏まえて、デュー・ディリジェンスとは、企業が紛争や深刻な人権侵害に加担してしまうリスクを特定しそれに対処するために、本ガイダンス、特に附属書 II に従って妥当な措置を取り誠実な努力を行うための、能動的かつ受動的な、そして継続的な工程と解釈される。本ガイダンスでは、供給業者との建設的な協力を通じてデュー・ディリジェンス行為を漸進的に改善させることを推進している。企業は本ガイダンスの内容を、責任ある事業運営に関する自身のより広範な政策および実践へと統合してゆくこと、ならびに消費者および一般社会全体に対し、本ガイダンスを実行していることを知らせることが推奨される。そして企業は、自社の商品に社会的責任と紛争に対する高い意識という特質を持たせることに関して合理的な判断を下すために本ガイダンスを利用することも可能である。

本ガイダンスは、「OECD 多国籍企業行動指針」ならびに「OECD ガバナンスが脆弱な地域における多国籍企業のリスク認識ツール」中の原則および基準に立脚し、またこれらと調和する内容になっている。本ガイダンスでは、紛争地域および高リスク地域で操業する企業やそこから鉱石を調達する企業に対する勧告を提示しており、これは各国政府との共同の取り組みによるものである。同時に、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのための原則ならびにデュー・

⁴ 「OECD多国籍企業行動指針」（2011年）の第4章人権に関する注釈の第40段落によれば以下の通り。
「…特別の注意を必要とする特定の集団又は人口に属する個人の人権へ悪影響を及ぼし得る場合には、企業はそれらの個人の人権を尊重すべきである。この関係で、国連文書は、先住民、国民的又は民族的、宗教的及び言語的少数派に属する人々、女性、児童、障害者、移住労働者及びその家族に関する権利を更に詳細に記述している。」

ディリジェンス工程に関する手引きを提示している。なお、これら原則や工程は、適用される法律および国際的に認められた関連の基準とも整合するものである。したがって、本ガイダンスは、鉱業に関するものを含め国内法や国内規則に取って替わるものでも、優先されるものでもない。⁵

定義

零細および小規模採掘事業（ASM） — 極めて単純な形式の探索、採鉱、加工、および輸送を行う、公式、非公式の鉱山事業である。通常、資本集約性が低く、労働集約性の高い技術を用いている。「ASM」には、個人で働く男女や、家族のグループでの就労や共同作業、さらには数百人から数千人が加盟する協同組合またはその他の法的な団体や事業体の一員としての労働も含む。具体的には、4 から 10 人の個人がグループを組むことや、時として家族単位で、一カ所の採鉱地点での仕事を分け合うことがある（例：一本のトンネルの掘削など）。組織レベルでは、30 から 300 人規模の集団が一般的で、一つの鉱床を共同で採掘し（例：複数のトンネルの掘削など）、場合によっては処理設備を共同で使用する。⁶

ASM 事業体 — 零細および小規模の組織として十分に正式化されており、本ガイダンスを実施できるだけの組織化がなされている。附属 I にある通り、零細および小規模の採掘者らは、このような正式な組織化を目指すことが推奨される。

ブリオン — バーまたはインゴットの形に精製された金を示す一般的な用語。

ブリオン銀行 — 銀行（個人対象銀行、商業銀行、および投資銀行など）もしくは金融機関（精製した金の金融取引を営む商社なども含む）。

加工流通過程管理（Chain of Custody） — サプライチェーン上を移動する鉱物の所有者である組織が移り変わってゆく一連の流れの記録。

紛争地域および高リスク地域 — 武力紛争、犯罪ネットワークによるものを含む広範にわたる暴力、もしくは広範にわたって深刻な危害が人に及ぶその他のリスクの存在が確認される地域である。武力紛争の形は様々で、国際的なものや非国際的なもの、二か国以上が関与する場合、解放戦争が含まれ

⁵ 「OECD 多国籍企業行動指針」（2011 年）第 1 章、第 2 段落を参照のこと。

⁶ Felix Hruschka および Christina Echavarría による、責任ある ASM に関する責任ある採掘業の提携シリーズ No.3 の「責任ある零細採掘業にとっての確実な機会」（Rock-Solid Chances for Responsible Artisanal Mining, Alliance for Responsible Mining Series on Responsible ASM No.3）」（2011 年）を参照のこと。

るもの、または内乱や内戦などの場合がある。高リスク地域は、紛争のリスクが高い地域や、ガイドランスの附属書IIの第1段落で定義された深刻で広範な人権侵害のリスクが高い地域である。多くの場合、そうした地域の特徴は、政情不安や政治的抑圧、制度上の問題点、不安定さ、公共インフラの崩壊、広範にわたる暴力、国内または国際法違反、などである。

金の採掘、輸送、取引、取扱い、もしくは輸出を通じて、非政府武装集団または公的もしくは民間の保安隊に対して行われる「直接的または間接的な支援」— 非政府武装集団または公的もしくは民間の保安隊から鉱物を調達したり、こうした集団や部隊へ支払いを行ったり、あるいは物流面や装備機器の面で支援したりすることである。但し、これらに限定されない。こうした非政府武装集団または関連組織⁷は、次のような行動を取る。

- i. 鉱山現場の違法な支配、または輸送ルート、金の取引拠点、サプライチェーンの上流の企業の支配⁸
- ii. 鉱山現場へのアクセス地点、輸送ルート、金の取引拠点における違法な課税または金銭や金の恐喝⁹
- iii. 中間業者、輸出企業、もしくは国際取引業者に対する違法な課税または恐喝

デュー・ディリジェンス — デュー・ディリジェンスとは、能動的かつ受動的で、継続的な工程であり、これを通じて企業は、自らにとっての実際の悪影響と潜在的な悪影響とを特定、防止、緩和し、そして如何にしてこうした悪影響に対処してゆくのか説明することが可能になる。そして、これは企業の意思決定とリスク管理システムにとっては切り離すことのできない一部分である。デュー・ディリジェンスは、不正取引を抑止する法律や国連制裁を含む国際法および国内法を、企業が確実に遵守してゆく上で助けとなるものである。

金の源泉

本ガイドランスの目的に鑑みれば、金および金を含有する素材には三つの源があると言え、それぞれに

⁷ 「関連組織」には、金の採掘、取引、および取扱いを促進するために武装集団と直接取引している仲買人、混載業者(consolidators)、中間業者、およびサプライチェーン上のその他業者がある。

⁸ 鉱山、輸送ルート、金の取引拠点、およびサプライチェーンの上流に位置する関係者の「支配」が意味するところは、(i) 採掘の監督。鉱山現場へのアクセス承認および下流の企業から中間業者、輸出企業、国際取引業者への販売のいずれかまたは両方を含む、(ii) 金の採掘、輸送、取引、販売のための強制労働の強要、(iii) 上流の企業または鉱山に対し、取締役もしくは役員として参加、あるいは受益権やその他の所有権などを保有。

⁹ 鉱山、輸送ルート、鉱物の取引拠点、または上流の企業からの「恐喝」が意味するところは、暴力やその他の懲罰の脅威の下、しかも自発的な申し出ではなく、多くの場合、鉱山現場の開発のためのアクセス認可や輸送ルートへのアクセス、もしくは鉱物の輸送、購入、販売の見返りとして、金銭や金を要求することである。

ついて異なるデュー・ディリジェンスが推奨される。

1) 採掘された金 (Mined Gold) — 鉱山（中規模および大規模採掘もしくは、零細および小規模採掘）を起源とする金であり、過去に精製されたことのない金である。この「採掘された金 (Mined Gold)」の原産地は、その金が採掘された鉱山になる。採掘された金は、精製前の段階で、さらに以下のように分類される。

- **砂金 (Alluvial gold)** — 新たに採掘された金で、小川などの水流の中またはその近辺の砂や砂礫の沈殿から取り出される。一般的に非常に細かいが、目視は可能である。砂金の形状は通常、「粉末」であり、時に小さな塊であることがある。これは既に濃縮され、形を持つものであり、輸送も容易で、また小型のインゴット（通常、純度 85～92%）へと容易に溶解または半精製 (semi-refined) される場合もある。こうした形状の砂金は、金塊や宝飾品として利用される前に精製が必要である。通常の場合、中間の濃縮や加工を挟まず、直ちに精製される。
- **金鉱石 (Gold ore)** — 経済価値のある濃縮された金を含んだ岩や砂礫である。例えば 1 トンの鉱石に金が 1 グラムというように重量としては非常に小さいが、中規模および大規模の産業採掘を行っても、まだ経済的に回収可能な水準である。金鉱石は、その体積と重量故に、通常は加工のために採掘現場から離れた場所へ運ばれることはない。
- **金の濃縮物 (Gold concentrate)** — 金鉱石を加工してさらに濃度を高くする工程から作られる中間的な素材である。ドーレ (doré) を生産するには、ここからさらに中間的加工が求められる。金の濃縮物 (Gold concentrate) は、通常、ドーレ生産のために、近隣の製錬所へと輸送される。
- **ドーレ (Gold doré)** — 新たに採掘された金のバーである。一般的には、金鉱石に多くの加工を重ねて、また中規模および大規模鉱山の精錬業者により、高濃度（通常、純度 85～90%）へと精錬される。この形態を取る採掘された金は、商業用の質に達しておらず、この後精製業者へ運ばれ、これ以上の加工工程を挟まずに、直ちに精製される。
- **鉱業副産物 (Mining Byproduct)** — 他の金属採掘から産出される金である。一例は、硫化銅鉱石からのもので、この中に金が微量含まれている。金が副産物になる場合、より重要度の高い金属が最初に加工・精製され、その後、主要金属の最終残留物（銅の場合、銅電解スライム／陽極泥）から金が抽出され精製されるという流れである。
- **LSM による金 (LSM Gold)** — 「中規模および大規模採掘」により産出される金（「中規模および大規模採掘」については、定義の項を参照。）
- **ASM による金 (ASM Gold)** — 「零細および小規模採掘」により産出される金（「零細および小規模採掘」については、定義の項を参照。）

2) 再生利用される金 (Recyclable Gold) — 最終消費者向けや、使用済みで再利用される、または投資商品としての金および金含有製品、スクラップ、廃棄金属、さらには精製過程や製品製造過程で生まれた素材で、いずれも過去に精製されたことのある金のことである。そして、これは精製業者もしくはその他の下流の中間処理業者に送り戻され、「再生された金 (recycled gold)」として新しいライフサイクルを開始する。「再生利用される金 (Recyclable Gold)」の起源は、金のサプライチェーンにおいて、金が精製業者もしくはその他の下流の中間処理業者もしくは再生利用者のもとへ送り戻された時点と考えられる。再生利用される金は、さらに以下のように分類される。

- **未処理の再生利用される金 (Unprocessed recyclable gold)** — 元々の形状のまま残っている再生利用される金または製品製造時のスクラップで、加工や精製のために戻される前の段階。（ブリオン・バー、宝飾品、装飾品、硬貨、機械の構成物など）
- **溶解された再生利用される金 (Melted recyclable gold)** — 再生利用の最初の工程として溶解され、基本的なバーの形状やその他の形状に流し込まれたもの。その際、寸法は規定されず、質もばらつきがある。
- **産業副産物 (Industrial Byproduct)** — 他の素材を処理している間に産出された素材で、本来目的

としたものではないが、それとは別に有用な素材である。金の精製からは、溶鉱炉の煙塵、使用済みのろつば、床のごみなど、価値の無い副産物が生み出されることが多い。

3) 新規定適用免除品 — 金の投資商品（インゴット、バー、硬貨、密閉容器に収められた粒子）で、ブリオン銀行の貯蔵室や中央銀行の貯蔵室、および取引所や精製業者のもとにあり、検証可能な日付が2012年1月1日より前のもので、これは原産地の特定が求められないことを意味する。記載された所有者の代理で、第三者が保持することもある。

・ **検証可能な日付** — 商品および在庫リストのいずれかまたは両方に押印されている日付印の検査を通して検証可能となる日付。

混合された金 (Mixed Gold) — 複数の起源（例えば、採掘された金と再生利用される金）を含む金。本補足書の勧告に従って、混合された金の複数の起源について、デュー・ディリジェンスが行われるべきである。

受渡適合品 — 精製された金の物理的な仕様の基準であり、また、取引所および店頭（OTC）市場で受け入れられる金精製業者の能力の基準である（例えば、ロンドン金市場受渡適合品（London Good Delivery））。

業界プログラム — 本ガイダンスの目的に鑑みると、業界プログラムとは、本ガイダンス中の勧告の一部ないしはすべてを支援し前進させるために、業界組織もしくはそれに準ずる業界の取組みが開発・管理を行う取組みもしくはプログラムのことである。業界プログラムは、これ以外の目的をも網羅した業界組織のより幅広い活動の一部となる場合もある。本ガイダンスにおいて、業界プログラムの関連した活動や取組みへ言及している場合は、そのような活動および取組みのいずれかもしくは双方が、本ガイダンスの内容と調和が取れていることを意味するものと理解される。

制度化されたメカニズム — 本ガイダンスの目的に鑑みると、これは、本ガイダンス中の勧告の一部ないしはすべてを支援し前進させるために、政府、業界、および市民社会が設立した組織、または政府、業界、および市民社会からの代表者によって構成される組織のことである。本ガイダンスにおいて、「制度化されたメカニズム」の関連した活動や取組みへ言及している場合は、そのような活動および取組みのいずれかもしくは双方が、本ガイダンスの内容と調和が取れていることを意味するものと理解される。

合法的な零細および小規模採掘 — 零細および小規模採掘の合法性とは、状況によって異なる様々な要素が関与してくるだけに、定義が困難な概念である（附属 I 参照）。本ガイダンスの目的に鑑みれば、この合法であるということは、何よりもまず、適用される法律に整合しているということである。

¹⁰ 適用されるべき法的な枠組みが実施されない場合、もしくはそうした枠組み自体が存在しない場

¹⁰ 「責任ある採掘業における責任ある零細および小規模採掘業のビジョン (Vision for Responsible Artisanal and Small-Scale Mining in Alliance for Responsible Mining)」(Echavarrria らによる編集)、(2008年) 責任あるASMに関する責任ある採掘業の提携シリーズ No.1 メデリンの「金の鉱脈 — 責任ある零細および小規模採掘業のガイド」(The Golden Vein – A guide to responsible

合は、零細および小規模採掘の合法性の評価は、正式化の機会が訪れた際の取組みを考慮するとともに、（適用されるべき法的な枠組みが存在する場合には）こうした採掘事業者および事業者による誠実な努力を考慮することになる。（ただし、大部分の場合、零細および小規模採掘業者らは能力、技術力、十分な資金力が非常に限られているか、もしくはこれらを持ち合わせていないことを念頭に置く必要がある。）いずれの場合でも、零細および小規模採掘業は、他のあらゆる採掘業と同様、附属書 II で定義されている鉱物の採掘、輸送、取引にかかわる紛争や深刻な人権侵害に加担していれば、合法的とは見做されない。

管理システム — 期待された成果を達成するために、業務が間違いなく正確に、一貫して、そして効果的に行われるようにするための集合的に体系的な枠組みを提供する管理工程および文書化であり、これはパフォーマンスに継続的な改善をもたらす。

中規模および大規模採掘（LSM） — 本ガイダンスの目的に鑑みれば、LSM とは零細もしくは小規模採掘と見なされない金採掘事業を言う。

再生利用者（Recycler） — 次に定義される精製業者とは異なり、サンプルや試験用など、再生利用可能な金や金の断片を収集して、取り纏めたり、場合によっては加工したりする個人または団体である。

精製業者 — ドーレ、砂金、再生利用される金、金のスクラップ、その他の金を含有する原材料から異物を除去することにより、商業市場で求められる品質にまで金の純化を行う個人または団体である。

供給業者 — サプライチェーンに参加し、金および金を含有する素材の供給を行う個人または組織である。

サプライチェーン — 金がその源から最終消費者の手に渡るまでの間に関与する全活動、組織、関係者、技術、情報、資源、およびサービスのシステムのことである。

上流のサプライチェーンおよび上流の企業 — 「上流のサプライチェーン」とは、金のサプライチェーンの内、鉱山から精製業者までのことである。「上流の企業」とは、採掘業者（零細・小規模の事業者または中・大規模の金採掘企業まで）¹¹、地元の金取引業者または金の原産国からの輸出業者、輸送業者、採掘された金／再生利用される金を扱う国際的な取引業者、および精製業者などのことである。個人や非公式の作業グループまたは共同体のような零細・小規模の金生産者は、本ガイダンスに沿ってデュー・ディリジェンスを行うという目的から見て、上流の企業としては含まれない。ただし、彼らにとっての顧客が行うデュー・ディリジェンスという観点か

artisanal and small-scale mining, Alliance for Responsible Mining Series on Responsible ASM No.1. Medellin.)」を参照。

¹¹ 誤解を避けるために付け加えると、こうしたガイドラインには、国または国の関係機関によって所有されているか、その統制下または指揮下にある採掘業者、加工業者および精製業者を含む。

ら、またいずれ将来、自身でデュー・ディリジェンスを行う際のために親しんでおくという観点から、関与し続けることが奨励される。

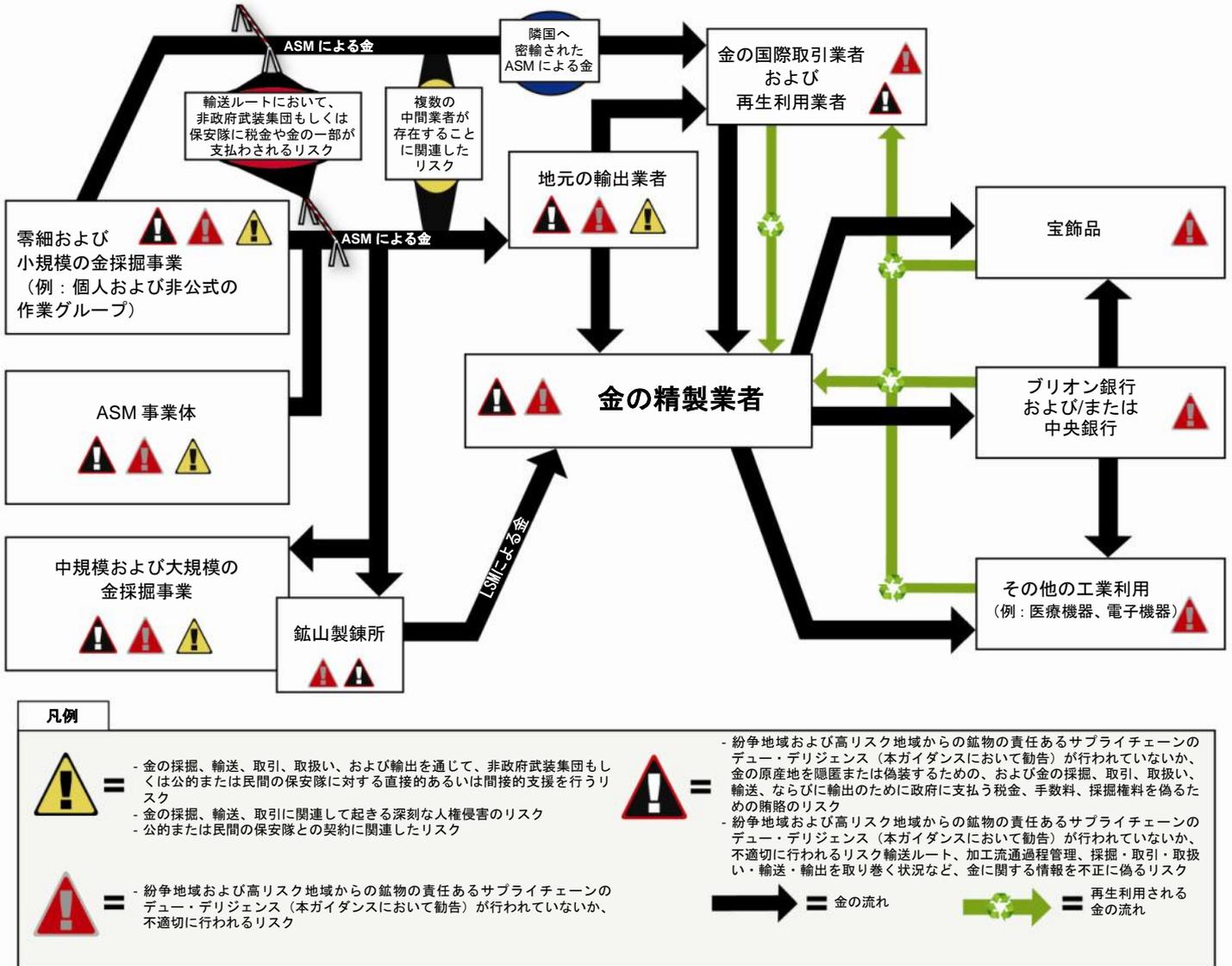
下流のサプライチェーンおよび下流の企業 — 「下流のサプライチェーン」とは、金のサプライチェーンの精製業者から小売業者までのことである。「下流の企業」とは、精製した金の取引業者、金の市場、ブリオン銀行、および取引所もしくは、自ら金の保管室を有するその他組織、宝飾品製造企業および小売業者、さらには製品の製造過程で金を用いている企業（電子製品や医療機器の製造企業および小売企業など）である。

サプライチェーンのデュー・ディリジェンス：特に責任ある鉱物調達のためのサプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関して言えば、リスクに基づいたデュー・ディリジェンスとは、企業が、現存する悪影響ならびに潜在的な悪影響を特定、防止、緩和し、自らは絶対に人権を尊重し、サプライチェーン内において行う自らの行動を通じて紛争¹²に手を貸してしまうことのないように取るべき措置のことになる。¹³

¹² 「OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」附属書 II に定義される。

¹³ 「OECD 多国籍企業行動指針」（OECD、2011 年）、「OECD ガバナンスが脆弱な地域における多国籍企業のリスク認識ツール」（OECD、2006 年）、「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重および救済」フレームワーク実施のために（Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations “Protect, Respect and Remedy” Framework）」2011 年 3 月 21 日（A/HRC/17/31）。

図 1. 紛争地域および高リスク地域からの金のサプライチェーンにおけるリスク



ステップ1：強固な企業管理システムの構築

目的：金のサプライチェーン内にある企業内の現行のデュー・ディリジェンスおよび管理システムが、効果的なデュー・ディリジェンスを行えるよう確実に構成されるようにすること。

セクションI - 金のサプライチェーン内のあらゆる企業向けの総合的な勧告

- A. 紛争地域および高リスク地域からの可能性のある金のリスクを特定し管理するために、サプライチェーン指針を採用し、これにコミットする。**これは、サプライチェーン内のすべての企業に当てはまるものであり、以下の内容を含む。
1. 紛争地域および高リスク地域からの金の責任あるサプライチェーンにとっての共通の原則ならびに基準を規定した指針の公約であり、これに照らし合わせて、企業は、自社および供給業者の活動と関係性を評価する。この指針は、ガイダンスの附属書IIのモデル・サプライチェーン指針に示された基準と調和したものでなくてはならない。
 2. 明確で首尾一貫した管理工程により、適切なリスク管理を確実に行う。企業は、本補足書の中で特定される様々なレベルのために概説されるデュー・ディリジェンスのステップおよび勧告に対しコミットしなくてはならない。
- B. 内部管理システムを構築し、サプライチェーンのデュー・ディリジェンスを支援する。**サプライチェーン内の企業は、以下の内容を行う。
1. サプライチェーンのデュー・ディリジェンス工程を監督するのに必要な能力、知識、および経験を有する上級スタッフに、権限と責任を割り当てる。
 2. これらの工程の実施および監視を支援するために必要な資源を確保する。
 3. 企業の方針をはじめとした重要情報が、関係する従業員や供給業者に確実に行き渡る組織構造およびコミュニケーション工程を導入する。必要に応じて訓練も実施する必要がある。企業は、「業界プログラム」もしくは「制度化されたメカニズム」が開発した教育訓練プログラムの利用を検討してもよい。

4. サプライチェーンのデュー・ディリジェンス工程実施に関する内部責任体制 (internal accountability) を確保する。
- C. 金のサプライチェーンに対する透明性、情報収集、および統制のためのシステムを構築する。**
1. サプライチェーンのデュー・ディリジェンスの工程、結果、およびそこから導かれた決定に関し、内部文書と記録を作成する。これはデュー・ディリジェンスのステップ 1、ならびに紛争地域および高リスク地域からの金のサプライチェーンに対して行われる追加的なデュー・ディリジェンス (ステップ 2~5) を含む。
 2. 金の流入・産出を遡って特定する目的および加工・流通過程管理システムを支援する目的、またはこれらのいずれかの目的のために用いることができる内部の在庫および取引に関する書類を保持する。(ステップ 3(B)を参照。) ここには以下の内容が含まれる：
 - a. 金および金を含有する素材の形、種類、および物理的詳細に関する情報。例えば、金鉱石、金の濃縮物、ドーレ、砂金、再生利用される金、金塊、宝飾品製造用の金およびそれを用いた宝飾品、電子部品、および金メッキ液、等々。(本補足書の「定義」の項を参照。)
 - b. 供給業者から提供された情報で、金および金を含有する素材の重量および分析結果に関するもの、ならびに流入・産出した金の重量および分析結果の判定に関するもの。
 - c. 金融活動タスクフォース (FATF)¹⁴による「40 の勧告」と整合した「取引先熟知」デュー・ディリジェンス情報を含む供給業者に関する詳細。
 - d. 流入・産出それぞれに対する固有の参照番号。
 - e. 流入・産出の日付。購入および販売の日付。
 3. 正式な銀行が利用可能ならば、銀行経由で金に対する支払いや受領を行う。可能なら現金による購売は避け、また購入に際し現金払いを避けられなかった場合については、検証可能な書類をもって裏付けるようにする。
 4. 金の取引に当たっては、法執行機関と十分に協力し、その際透明性を高く保つ。税関職員には、国境を越える出荷に関する情報および彼らが管轄する領域の情報への十分なアクセスを許可する。
 5. 収集された上記の情報は 5 年以上維持する。コンピュータ上でデータベース化することが望ましい。
- D. 供給業者との関係を強化する。** サプライチェーン内の企業は、供給業者が、附属書 II と整合性の

¹⁴ 金融活動タスクフォース (FATF)「40 の勧告」(2003 年)を参照のこと。併せて、金融活動タスクフォース「貴金属および宝石の取引業者のための RBA (リスクに基づくアプローチ) ガイダンス (RBA Guidance for Dealers in Precious Metal and Stones)」(2008 年) 参照のこと。

取れたサプライチェーン指針および本ガイダンス中のデュー・ディリジェンス工程にコミットするよう、影響力を働かせる必要がある。そのために企業が行うべきは以下の通りである：

1. 供給業者との間に、責任ある調達との関係を築くために、長期的な関係構築を目指す。
 2. 供給業者に対し、紛争地域および高リスク地域からの金の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスに対する期待を伝達する。この期待とは、ガイダンスの附属書 II および本補足書と整合する内容である。特に、企業は、サプライチェーン中で特定されたリスクに関して、ガイダンスの附属書 II と調和したリスク管理戦略を供給業者が決定することを期待している旨を伝える。
 3. 本ガイダンスに規定されたサプライチェーン指針を、適用と監視¹⁵が可能な供給業者との間で交わす商業契約書および合意書の両方またはいずれかの中に盛り込む。
 4. 供給業者がそのパフォーマンスを向上させ、また企業のサプライチェーン指針に適合できるよう、その能力を支援および構築する方法を検討する。¹⁶
 5. リスク管理にコミットする。リスク管理には、供給業者と共に測定可能な改善計画を立案することも含まれる。そしてリスク緩和を継続する際、適当な場合には、地方および中央政府、国際機関、市民社会の参加も仰ぐ。¹⁷
- E. 企業レベルおよび鉱山レベルの両方またはいずれかで、苦情処理メカニズムを構築する。** サプライチェーンにおける位置づけに応じて、企業が行うべきことは以下の通り。
1. あらゆる利害関係者（影響を受ける人々や内部告発者）が、紛争地域および高リスク地域における金の採掘、取引、取扱い、および輸出をめぐる環境について懸念を申し立てることのできる早期警戒リスク認識メカニズムを作り上げる。企業は、自身の事実評価およびリスク評価に加え、この仕組みによりサプライチェーンにおける諸問題のリスクに関して警戒態勢をとることができる。
 2. そうした仕組みを、企業自らの手で直接、または「業界プログラム」や「制度化されたメカニズム」のような他の企業や組織と協力した取り組みにより、もしくは外部の専門家または団体（オンブズマンなど）に依頼して設置する。

¹⁵ 供給業者の監視ならびに違反の管理に関する情報は、ステップ 2～5 を参照。

¹⁶ ステップ 3「リスク緩和」参照。

¹⁷ ステップ 3「リスク緩和」参照。

セクション II - 個別の勧告

A. 中規模・大規模採掘企業および零細・小規模採掘事業者向け

1. 産出した金（output）（例えば、ドーレのバー、砂金を納めた容器）それぞれに固有の参照番号を付与し、その番号を、改ざんもしくは除去すれば一目瞭然となるような形で、添付または刻印（押印）をするか、あるいは添付と刻印（押印）の両方を施す。
2. 金のための物理的な安全対策を講じる。例えば、出荷用に密閉した安全箱を用意し、輸送中の内容物の改ざんや取り出しが一目瞭然となるようにする。紛争地域および高リスク地域においては、このような安全対策が、適切で信頼のおける第三者（税関当局、独立の監査者、「業界プログラム」、もしくは「制度化されたメカニズム」）によって検証されることが望ましい。
3. 資源採掘産業透明性イニシアティブ（EITI）¹⁸のもとで規定された原則および基準の実施を支援する。

B. 「採掘された金」および「再生利用される金」を扱う、地元輸出業者、再生利用業者、および国際取引業者向け

1. すべての流入・産出、すなわち受け入れた金と生み出した金の、バー毎、インゴット毎、バッチ毎に固有の社内の参照番号を付与し、その番号を、改ざんもしくは除去すれば一目瞭然となるような形で、すべての産出した金（output）に添付または刻印（押印）するか、あるいは添付と刻印（押印）の両方を施す。
2. 他の上流の企業が用いている物理的安全保護の手法の実施を、連携して支援する。出荷した荷品に改ざんを示す形跡が見られれば、直ちに報告し、権限を与えられた者によってのみ、容器が開封され、中が開けられる。
3. 予めすべての荷品を確認し、金の種類（砂金、ドーレ、未処理の再生利用される金、溶解された再生利用される金、など）に関する供給業者からの情報に従っていることを検査する。金生産者および出荷者のいずれかまたは両方から出された重量および質に関する情報を検証し、そうした検証を業務上の記録として残す。荷品の当初の検査結果と、出荷者側からの情報の間に不一致が見られれば、内部の保安部門ならびに社内のデュー・ディリジェンス責任者に迅速に報告し、この不一致が解消されるまでは次の行動に移らない。
4. こうした不一致が残っている荷品はいずれも、物理的に他から引き離し、保護する。

¹⁸ EITI に関する情報は、<http://eiti.org> を参照のこと。また、企業による EITI 支援に関する情報は、<http://eiti.org/document/businessguide> を参照。

5. 可能であれば、合法的な零細および小規模の金生産者もしくは彼らの代理人と直接取引する方法を模索する。その目的は、彼らを欺いて搾取した者からの金を除外するためである。

C. 精製業者向け

1. すべての流入・産出、すなわち受け入れた金と生み出した金の、バー毎、インゴット毎、バッチ毎に固有の社内の参照番号を付与する。その番号は、流入・産出に関して収集された情報、ならびに「KYC (取引先熟知)」情報や金の原産地情報などデュー・ディリジェンスで得られた情報と対応しなくてはならない。
2. 他の上流の企業が用いている物理的安全保護の手法の実施を、連携して支援する。出荷した荷品に改ざんを示す形跡が見られれば、直ちに報告し、権限を与えられた者によってのみ、容器が開封され、中が開けられる。
3. 予めすべての荷品を確認し、金の種類 (砂金、ドーレ、未処理の再生利用される金、溶解された再生利用される金など) に関する供給業者からの情報に従っていることを検査する。金生産者および出荷者のいずれかまたは両方から出された重量および質に関する情報を検証し、そうした検証を業務上の記録として残す。
4. 荷品の当初の検査結果と、出荷者からの情報の間に不一致が見られれば、精製業者の保安部門ならびに社内のデュー・ディリジェンス責任者に迅速に報告し、この不一致が解消されるまでは次の行動に移らない。
5. こうした不一致が残っている荷品はいずれも、物理的に他から引き離し、保護する。
6. すべての産出した金 (gold outputs) に、(金の製品に直接刻印 (押印) したり、梱包している素材に添付し、その改ざんや取り外しがあれば一目瞭然となるようにしたりして) 以下の情報をすべて結びつけ、記録する。
 - a. 精製業者の名称および印章/ロゴのいずれかまたは両方
 - b. 精製の年/生産の年
 - c. それぞれの産出した金 (output) に割り振られた固有の参照番号 (認識番号、電子識別、またはその他の手段による)

D. ブリオン銀行向け

1. ブリオン銀行が保有するすべての金の在庫リストを作成する。その中には、個々の金を何時、

誰から受領したかについての情報を含む。¹⁹ ここには、新規定適用免除品の記録も含まれる。

2. 可能であれば、独立した第三者からデュー・ディリジェンス行為が本ガイダンスに合致していると検証を受けた精製業者を求める顧客の要望に応じて、金を供給する。
 3. 金に刻印された情報ならびに下流の企業が実際に金を受領した際の取引番号を記録として保持する。
 4. 要望があれば、金に刻印された情報ならびに実際に金を受領した際の取引番号を、その金を受領した当の下流の企業に開示する。
- E. すべての下流の企業向け (下流の金ユーザー、下流の金素材ユーザー、および金を含有する製品の製造企業など)**
1. 供給業者に対し、金を含む素材や製品向けに精製を行っている上流の精製業者の身元情報の提供を依頼する。方法としては、直接の調達、または精製された金製品上に刻印されたマークによって、もしくは他の下流の製品供給業者またはブリオン銀行が提供する情報から、などがある。
 2. 金の精製業者が特定されれば、精製業者が本ガイダンスに従ってデュー・ディリジェンスを実施しているかについて検証を要請する。可能であれば、本ガイダンスの基準や工程を自身の監査プロトコルに取り込んでいる「業界プログラム」または「制度化されたメカニズム」に、評価を受けている監査に照会してもらうよう求める。
 3. 金含有素材および含有製品用に金の精製を行っている上流の精製業者の身元情報を、下流の顧客に伝える。

¹⁹ 在庫リストに通常含まれる全情報を挙げると、バッチネーム、受領日、金属、種類 (大型の金のバーなど)、認識番号、受渡適合品/受渡非適合品、パレットの総数、アイテムの総数、重量、パレット、バー、精製業者、総重量、鉍物分析結果、となる。

ステップ 2：サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価

目的：紛争地域および高リスク地域からの金の採掘、混載、輸送、取引、および輸出を巡る環境におけるリスクを特定し、評価すること。

金のサプライチェーン内の企業は、ステップ 1 のもとで導入された強力な管理システムを用いて、自らが製造または購入する金が、紛争もしくは深刻な人権侵害の一因となっている可能性があるというリスクを特定し、評価する必要がある。

あらゆる企業は、本章の勧告を実行するにあたって、協力しあって共同の取り組みを進めることができる。しかし、各企業は自らのデュー・ディリジェンスに関する責任は個別に持ち続けることになるため、共同作業を行う場合であっても常に、個々の企業に特有の状況を適切に考慮しなくてはならない。

セクション I - 中規模および大規模の金採掘企業ならびに 零細および小規模の採掘事業者（「金生産者」）のためのリスク評価

- A. 金生産者が紛争地域または高リスク地域において金の採掘もしくは輸送を行っているかどうか判定する（「危険信号の操業」）。そのためには、信頼できる情報源²⁰からの証拠を基に、金の原産地および輸送地の事情をそれぞれ検証する。そして本補足書の概要で紹介した紛争地域および高リスク地域の定義に基づき、誠実な努力を行った結果として妥当な判断を下す。
1. ステップ 1 で収集された情報を基に、金の生産者が紛争地域または高リスク地域において採掘や輸送に従事していないとの判断が出来るなら、追加的なデュー・ディリジェンスは必要とされない。ステップ 1 で設置された管理システムは維持され、定期的な見直しを受けるべきである。

²⁰ 政府、国際機関、非政府団体（NGO）、およびメディアからの調査報告、地図、国連の報告書および国連安保理制裁、鉱物の採掘およびそれが鉱物の潜在的原産国における紛争や人権または環境破壊に及ぼす影響について書かれた業界の文献、またはその他の公的な声明文（倫理年金基金からのものなど）、を検討する。また企業は、多様な利害関係者による取組み（OECD が推進する本ガイドランス実施の実施に関連した作業を含む）を通じて開発された紛争地域および高リスク地域の基準や指標も参照すべきである。

金に関する補足書（仮訳）

2. 金の生産者が紛争地域または高リスク地域において採掘や輸送に従事していると判断される場合は、ステップ2(B)へと進む。
- B. 金生産者が紛争地域または高リスク地域からの可能性がある金（零細および小規模採掘による金など）をいくらかでも購入しているかどうかについても判定する。そのためには、以下の手順に従う。**
1. 金の生産者が他の供給元から「採掘された金」の購入を行う場合、鉱山および鉱山製錬所をすべて特定する。この金には「ASMによる金」が含まれることがある。
 2. ステップ1で得られた供給業者に関する「取引先熟知」情報を検討し、直接入手した証拠や信頼できる情報源を頼りにして、「採掘された金」の他の供給元の原産地および輸送に関する追加情報を獲得する。
 3. 誠実な努力を行い、「採掘された金」の他の供給元のサプライチェーンに、次に挙げる「危険信号」のいずれかが存在するかどうか特定する。

金の原産地および経由地に関連した危険信号：

-  金が、紛争地域または高リスク地域を原産地とするか、またはこれら地域を輸送の際に経由している。
-  金が、既知埋蔵量が限られ、期待資源または予想生産水準が限られている国を原産地として申告されている。（つまり、ある国から出荷されたとして申告された金の量が、同国の既知埋蔵量や予想生産量の水準と調和しない場合。）
-  金が、紛争地域および高リスク地域からの金が輸送中に通過することが知られている、または通過することが疑われている国を原産地として申告されている。
-  金が、再生利用される金／金のスクラップまたは複数の起源の金の混合であり、また紛争地域および高リスク地域からの金が輸送中に通過することが知られている国、または通過することが疑われている国にて精製されたと、申告されている。

これらの場所に基づく危険信号を考える場合、資金洗浄防止法、汚職防止法、税関審査、およびその他関連する政府による取締り法の実施が弱い場合には、リスクが増大する。そこでは非公式な銀行システムが稼働し、現金が広範に用いられる。

供給業者に関する危険信号：

-  供給業者もしくはその他既知の上流の企業が、前述の危険信号の原産地や経由地のいずれかにお

いて操業しているか、もしくはそこからの金の供給業者の株式を保有しているか、またはその他の利害関係を有する。

 供給業者もしくはその他既知の上流の企業が、過去 12 ヶ月間に前述の危険信号の原産地や経由地から金を調達したことが知られている。

状況に関する危険信号：

 金が、金の採掘、輸送または取引に関連した紛争または深刻な人権侵害の一因となっている可能性があるとの合理的な疑惑を呼び起こすステップ 1 で収集された情報を通じて、異常または異例な状況が特定される。

- a. 「危険信号」が認識されない：もし金の生産者がそのサプライチェーンにおいては「危険信号」が発せられないとの合理的な判断が出来る場合は、そのサプライチェーンに関して追加的なデュー・ディリジェンスは求められない。ステップ 1 で設置された管理システムは維持され、定期的な見直しを受けるべきである。
- b. 「危険信号」が認識される、または情報が不明：そのサプライチェーンにおいて「危険信号」を認識する金の生産者、もしくは金のサプライチェーンから一つ以上の「危険信号」を合理的に排除できない金の生産者は、以下のステップ 2(C)へ進む。

C. 金の生産者の進行中および計画中の「危険信号」の操業および金のその他の供給元を取り巻く実際の状況を明確に描く。

1. 「危険信号」が発せられている場所に関する事情について詳細な検討を、そして「危険信号」が発せられている供給業者についてデュー・ディリジェンスを、それぞれ行う。
 - a. 政府、国際機関、非政府団体（NGO）、およびメディアからの調査報告、地図、国連の報告書および国連安保理制裁、鉱物の採鉱およびそれが潜在的な原産国の紛争や人権または環境破壊におよぼす影響について書かれた業界の文献、またはその他の公的な声明文（倫理年金基金からのものなど）、を検討する。
 - b. 地方政府および中央政府、地元の市民社会組織、市民社会ネットワーク、国連平和維持部隊、および地元の供給業者らと共に協議する。協力企業からの個別の質問や明確化要求に応じる。
 - c. （机上の調査、金の供給業者の現場訪問、リスクに比例した購入記録の無作為サンプル検証、さらに該当する場合は、資金洗浄防止およびテロ資金対策（AML-CFT）の手順および支持の検討および評価などにより）上流の供給業者が、本ガイダンスの内容に従った指針および管理システムを有しているか、またそうした指針および管理システムが機能してい

るか判定する。

- 2. 現場評価チームを設置する。**「危険信号」の操業を行っている金の生産者ならびに「採掘した金」の他の供給元は、現場評価チーム（以後、「評価チーム」）を設置し、金の採掘、取引、取扱い、精製、および輸出を取り巻く状況について情報（後述）を収集し維持してゆく必要がある。金の生産者は確実に必要な情報を集めることに関し、個々に責任を有する。但し、こうした情報収集・維持を進めるにあたっては、自身の顧客やサプライチェーンの上流にあつてこうした地域で調達や操業を行う他企業と共同でチームを形成して行うことや、「業界プログラム」または「制度化されたメカニズム」を通じて行うことを希望する場合もある。「共同」チームの形成が不可能な場合、もしくは共同作業を好まない場合、企業は現場評価チームを単独で運営する必要がある。こうした現場評価チームを設置するにあたって、企業およびその他利害関係者らが行うべきことを次に挙げる。
- a.** 他企業との共同による現場評価に貢献する場合、次の点を考慮する。貢献する企業の規模ならびにデュー・ディリジェンスを行うにあたって利用可能な資源。現場情報を評価する個々の企業の能力およびサプライチェーン内における企業の位置付け。すべての流入した金について企業から提供されたデータをクロスチェックすることによって示される企業のデュー・ディリジェンスの信頼性。²¹
 - b.** 評価者が確かに評価対象の活動には関係しておらず、利益相反が無いようにする。²² 企業の評価実施者は、誠実かつ正確に報告を行い、最高水準の職業倫理基準を守ること、および「職業人として然るべき注意」を払うことを誓わなくてはならない。²³
 - c.** 適切な能力水準を確保する。そのために、次に挙げる内の出来るだけ多くの領域の知識や技能を持ち合わせている専門家を採用する。評価を受ける運営の背景（例：言語能力、文化的感覚）。紛争に関連するリスクの内容（例：附属書Ⅱで示した基準、人権、人道法、汚職、金融犯罪、紛争および紛争に関する融資、透明性）。金のサプライチェーンの特質と形式、および本ガイダンス中の基準ならびに工程。
 - d.** 評価チームに、自社の管理下または影響下にある鉱山、中間業者、混載業者（consolidators）、および輸出業者へのアクセスを認める。具体的には以下の通りである。

²¹ 例えば、金の大規模採掘現場については、関連する現場情報の収集に最適な場所は鉱山現場である可能性がある。その一方、他の上流の企業は、情報が確実に本ガイダンスに従って収集・維持されるように取り計らい、また金の生産者および精製業者の間における状況に関して、追加情報を集める必要がある。

²² ISO 19011（2002年）、第4項参照。

²³ ISO 19011（2002年）、第4項参照。

- i. 現場への立ち入り。荷品積み替えやラベル張り替えが行われる可能性がある場合には、他国の現場も含む。
 - ii. 帳簿、記録、あるいは調達行為、税金、手数料、および採掘権料に関するその他の証拠、ならびに輸出書類へのアクセス。
 - iii. 現地での物流支援・補助。
 - iv. チームと情報提供者の安全確保。

 - e. 評価チームに情報を提供するために、必要に応じて、地域社会監視ネットワークおよび多様な利害関係者による情報ユニットのいずれかまたは両方を設置するか、もしくはその創設を支援する。また、鉱山、武装集団、取引ルート、道路閉鎖、および飛行場の位置を示す対話型地図を（出来れば追加または新規に製作し）検討する。
3. **LSM による金（中規模および大規模採掘企業により「危険信号」による操業で採掘されたものか、または他の供給元から購入された LSM による金かを問わず）**について、そのリスクを判定するために、金の採掘、加工、取引、取扱い、輸送、および輸出（該当する場合）を取り巻く現実の状況に関し、証拠を入手する。そうした証拠には以下のものが含まれる。
- a. すべての産出した金（output）について、その鉱山の名前および場所。
 - b. 金が加工（例：混載、混合、粉碎、圧延、そしてドーレや砂金などへの精錬）される場所。
 - c. 金の加工および輸送の方法。
 - d. どのようにして輸送されるか、および安全性への懸念に十分配慮して信頼性を確保するために行われている工程。
 - e. 輸送ルートの位置、金の取引が行われる地点、輸出入の際に国境を越える地点（該当する場合）。²⁴
 - f. 鉱山の現在の産出量および生産能力、ならびに生産能力と生産実績の記録との比較分析、食い違いの記録。
 - g. 鉱山製錬所の現在の生産量および生産能力、ならびに生産能力と生産実績の記録との比較分析、食い違いの記録。
 - h. 金を取り扱うサービスを提供する第三者（物流、加工、および輸送企業）または鉱山現場や輸送ルート沿いで治安の維持にあたる第三者に関する身元情報および「取引先熟知」情報。身元に関しては以下の指標を含める必要がある。但し、それぞれをどの程度運用するかは、リスクへの配慮に応じて決まる。
 - i. 企業の所有（受益所有権を含む）および企業構造。役員および取締役の氏名。

²⁴ 輸送業者が安全上の懸念からこの情報の開示に難色を示した場合、上流の企業はこれら輸送業者に対し、確実に本ガイドランスに従って輸送ルートのリスク評価を行わせるべきであり、また輸送業者からそうした輸送ルートのリスク評価結果（特定されたリスクやそれに対して取られた措置など）について詳細な報告を求めるべきである。上流の企業はそうしたリスクについてステップ 5 で概説される形で報告すべきである。上流の企業が輸送業者を使わない場合や自社で輸送ルートの情報が取れる場合には、自らリスク評価を行い、ステップ 5 で示されるように報告する。

- ii. 関連する事業、子会社、親会社、関係企業の情報。
 - iii. 信頼が高く、独立した情報源の文書、データ、または情報を用いた企業の身元の検証結果（事業登録、引用、設立証明書、など）。
 - iv. 政府の監視対象情報（国連制裁リスト、OFAC（米国財務省外国資産管理局）の特定国籍業者（SDN）リスト（Specially Designated Nationals List）、ワールド・チェック検索（World-Check search）、など）を確認。
 - v. 企業と、政府、政党、軍部、犯罪ネットワーク、もしくは非政府武装集団または公的もしくは民間の保安隊との関係の特定。
- i. 操業免許証、例えば採掘、輸出。
 - j. 金の採掘、取引、輸送、および輸出に関連して政府へ支払われた税金、手数料、採掘権料等すべて。
 - k. 金の採掘、取引、輸送、および輸出に関連する政府機関や役所へのすべての支払いまたは補償。
 - l. サプライチェーンにおいて採鉱以降のあらゆるポイントにおける、公的もしくは民間の保安隊またはその他武装集団に対する、該当する法律が禁じていない支払い。
 - m. 鉱山現場、輸送ルート、および金が取扱われたか加工されたすべてのポイントで提供された治安サービス。
 - n. 安全要員の訓練およびその訓練内容の「安全と人権に関する自主的原則」に対する適合性。
 - o. 「安全と人権に関する自主的原則」に従って行う、すべての安全要員の審査ならびに危険度評価。
 - p. 鉱山現場、輸送ルート、および金の取引地点ならびに輸出地点の武装化状況。
 - q. 鉱山、輸送ルート、および金が取引または加工される地点における、何者かによる深刻な人権侵害（拷問、残虐かつ非人間的で品位を傷つける扱い、強制または義務労働、最悪の形態の児童労働、著しい人権侵害、戦争犯罪もしくはその他の深刻な国際的人道法の違反行為、人道に対する犯罪、もしくは集団虐殺）を示す証拠。
 - r. 非政府武装集団もしくは公的または民間の保安隊に対する直接的または間接的な支援に関する情報（定義の項を参照）。
 - s. 適当な場合には、零細および小規模業者が金の生産者の権利のもとで操業している鉱山現場の数と名称。作業員の推定人数。また彼らが「合法的な零細および小規模採掘事業」（「定義」の項を参照）に関与しているか否かの評価。
 - t. 適当な場合には、中大規模の採掘業者と零細・小規模業者の間の関係における対立または緊迫状態の事例。
 - u. 適当な場合には、「ASMによる金」、もしくは他の供給源からの金が、知らぬ間に金の生産者の加工事業（鉱山の精錬所など）に紛れ込んでいるという事例・報告・疑惑、および金の生産者によって採掘されたものと詐称しているとの事例・報告・疑惑のいずれかまたは両方。
4. ASMによる金(零細および小規模採掘事業体により「危険信号」による操業で採掘された金か、または中規模および大規模採掘事業者が購入した金かを問わず)について、そのリスクを判定するために、金の採掘、加工、取引、取扱い、輸送、および輸出(該当する場合)を取り巻く

現実の状況に関し、証拠を入手する。企業は以下の情報を徐々に収集するための措置を取るが、これを補完するために、本補足書のステップ 3(C)および附属 I を参照し、零細および小規模採掘業者による堅実で透明性が高く、検証可能なサプライチェーン構築を支援する。

- a. その他すべての供給源からの「採掘された金」を扱う供給業者を、信頼が高く、独立した情報源の文書、データ、または情報を用いて特定する。情報としては、それら供給業者の政府、政治軍部との関係についての情報、特に非政府武装集団や公的または民間の保安隊との関係を報じた事例、さらにはそうした供給業者が調達活動を行う地域に関する情報など。
- b. 原産の鉱山、輸送ルート、および金の取引が行われる地点。
- c. 零細採掘チームまたは団体、およびまた彼らが「合法的な零細および小規模採掘事業」（「定義」の項を参照）に関与していると見なされるか否かの評価。
- d. 金の加工および輸送の方法。
- e. 政府機関および役人に支払われた税金、採掘権料、および手数料。
- f. 金を取り扱うサービスを提供する第三者（物流、加工、および輸送企業）または鉱山現場や輸送ルート沿いで治安の維持にあたる第三者に関する身元情報および「取引先熟知」情報。身元に関しては以下の指標を含める必要がある。但し、それぞれをどの程度運用するかは、リスクへの配慮に応じて決まる。
 - i. 企業の所有（受益所有権を含む）および企業構造。役員および取締役の氏名。
 - ii. 関連する事業、子会社、親会社、関係企業の情報。
 - iii. 信頼が高く、独立した情報源の文書、データ、または情報を用いた企業の身元の検証結果（事業登録、引用、設立証明書、など）。
 - iv. 政府の監視対象情報（国連制裁リスト、OFAC（米国財務省外国資産管理局）の特定国籍業者（SDN）リスト（Specially Designated Nationals List）、ワールド・チェック検索（World-Check search）、など）を確認。
 - v. 企業と、政府、政党、軍部、犯罪ネットワーク、もしくは非政府武装集団または公的もしくは民間の保安隊との関係の特定。
- g. 鉱山現場、輸送ルート、および金の取引地点ならびに輸出地点の武装化状況。
- h. 鉱山、輸送ルート、および金が取引または加工される地点における、何者かによる深刻な人権侵害（拷問、残虐かつ非人間的で品位を傷つける扱い、強制または義務労働、最悪の形態の児童労働、著しい人権侵害、戦争犯罪もしくはその他の深刻な国際的人道法の違反行為、人道に対する犯罪、もしくは集団虐殺）を示す証拠。²⁵
- i. 非政府武装集団もしくは公的または民間の保安隊に対する直接的または間接的な支援に関する情報（定義の項を参照）。
- j. 中大規模の採掘業者と零細・小規模業者の間関係における対立または緊迫状態の事例。
- k. 他の供給元からの金が、知らぬ間に金のサプライチェーンに紛れ込んでいる事例、報告、疑惑、および不正表示を行っている事例、報告、疑惑、のいずれかまたは両方。

²⁵ 「OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」（2011 年）附属書 II の第一段落参照。

- D. サプライチェーンにおけるリスクを評価する。**企業の「危険信号」サプライチェーンを取り巻く実際の状況を明確にすることにより収集、学習した情報を評価する。企業は、入手した情報と下記との間に何らかの合理的な相違が生じていれば、それを「リスク」と考える必要がある。
1. 本ガイダンスの附属書 II と調和した企業のサプライチェーン指針²⁶
 2. 本ガイダンス中のデュー・ディリジェンスの基準および工程、および本ガイダンスのステップ 1 を通じて得られた情報
 3. 企業が本籍を置く国もしくは（該当する場合は）企業が株式を公開している国の法律。金の原産国である可能性が高い国の法律。金が経由する国や、再輸出される国の法律。
 4. 企業の操業や取引関係を支配する法的文書。例えば、融資契約書、受委託契約書、供給契約書。
 5. その他関連する国際的な文書類。例えば、OECD「多国籍企業行動指針」、国際人権法および人道法。資金洗浄防止に関する国際的な勧告およびガイダンス。

²⁶ 上記ステップ 1(A)および附属書 II 参照。

セクション II - 採掘された金および再生利用される金を扱う地元輸出業者、
再生利用業者、国際取引業者、精製業者のためのリスク評価

- A. **金の原産を判定する。** サプライチェーンにおけるリスク評価は、金の供給源から始まる。原産地が異なれば、リスクも異なり、リスク評価も異なった種類のもものが求められる（本補足書冒頭の「図1 - 紛争地域および高リスク地域からの金のサプライチェーンにおけるリスク」参照）。金の原産地の判定はすべて、ステップ1で得られた証拠ならびに直接入手した証拠（供給業者との協力関係を通じて得たもの、および机上の調査から得たもの）、そして信頼できる情報源に依存した企業の合理的で誠実な努力に基づくものである必要がある。²⁷ 地元の金輸出業者、国際的な金取引業者、および精製業者は、金の原産地について合理的な判定を行うために、リスクに見合った措置を取りつつ、供給業者の説明や主張を評価・検証する必要がある。
1. 「**採掘された金**」の原産は鉱山であり、零細および小規模鉱山か、中規模および大規模鉱山かを問わない。
 - a. この場合の例外は、「**鉱業副産物**」であり、これは銅のように本ガイダンスの対象外となる鉱物の採掘から得られた金などである。²⁸ この「**鉱業副産物**」の原産は、微量の金が元々の鉱石から最初に分離された地点と見なされるべきである（例えば、精製所）。精製業者のデュー・ディリジェンスは、新たに採掘された金の原産を隠匿するための「**鉱業副産物**」を利用した詐称が行われないように確保すべきである。
 2. 「**再生利用される金**」の原産は、それが再生利用される時点である。（言い換えれば、その金属としての価値を回復するために金産業への返還を目的として収集された時であり）例えば、金の再生利用業者／精製業者に売り戻された時である。新たに採掘された金の原産を隠匿する目的の詐称を排除するために、金が再生利用された地点は精製業者のデュー・ディリジェンスの検討対象とされるべきである。

²⁷ 政府、国際機関、非政府団体、およびメディアによる調査報告書、地図、国連の報告書、および国連安保理制裁、鉱物の採掘およびそれが鉱物の潜在的原産国における紛争や人権または環境破壊におよぼす影響について書かれた業界の文献、またはその他の公的な声明文（例：倫理的年金基金（ethical pension funds）からのもの）、などを検討する。企業はさらに、多様な利害関係者による取組みで開発された紛争地域および高リスク地域に関する基準や指標を参照すべきである。

²⁸ 例えば、硫化銅鉱石中の微量の金は、銅が純度 99.99%の電気銅（陰極銅）にまで完全に精製されないと、分離独立した金としての生産には至らない。その時点で、微量の金は残留電解スライム中で濃縮され、恐らく 2%程度となる。そうした電解スライムは、含有する金を求める精製業者へと取引される。

3. **新規制適用免除品**については、2012年1月1日以前に現在の形で作られたことが「検証可能な日付」によって示される場合は、**原産地の判定が求められない**。「供給業者の危険信号」が存在する場合（下記参照）のみ、供給業者を対象とした追加的なデュー・ディリジェンスを促すことになる。これは、この「新規制適用免除品」の取引や売買が国連制裁決議に違反しないことや、紛争地域および高リスク地域で採掘される金の販売に起因または関連する資金洗浄を可能にしないことを確実にするためである。

B. 金のサプライチェーンにおける「危険信号」を特定する。「金の原産地」に関する情報ならびにステップ1で得られた情報（供給業者に関するあらゆる「取引先熟知（KYC）」情報を含む）を基に、企業は次に挙げる「危険信号」が、採掘された金、再生利用される金、および既存の金のストックがサプライチェーンに存在するか否か特定する。

金の原産地および経由地に関連した危険信号：

 金が、紛争地域または高リスク地域を原産地とするか、またはこれら地域を輸送の際に経由している。

 金が、既知埋蔵量が限られ、期待資源または予想生産水準が限られている国を原産地として申告されている。（つまり、ある国から出荷されたとして申告された金の量が、同国の既知埋蔵量や予想生産量の水準と調和しない場合。）

 金が、紛争地域および高リスク地域からの金が輸送中に通過することが知られている、または通過することが疑われている国を原産地として申告されている。

 金が、再生利用される金／金のスクラップまたは複数の起源の金の混合であり、また紛争地域および高リスク地域からの金が輸送中に通過することが知られている国、または通過することが疑われている国にて精製されたと、申告されている。

これらの土地に基づく危険信号を考える場合、資金洗浄防止法、汚職防止法、税関審査、およびその他関連する政府による取締り法の実施が弱い場合には、リスクが増大する。そこでは非公式な銀行システムが稼働し、現金が広範に用いられる。

供給業者に関する危険信号：

 供給業者もしくはその他既知の上流の企業が、前述の危険信号の原産地や経由地のいずれかにおいて操業しているか、もしくはそこからの金の供給業者の株式を保有しているか、またはその他の利害関係を有する。

 供給業者もしくはその他既知の上流の企業が、過去12ヵ月間に前述の危険信号の原産地や経由地から金を調達したことが知られている。

状況に関する危険信号：



金が、金の採掘、輸送または取引に関連した紛争または深刻な人権侵害の一因となっている可能性があるとの合理的な疑惑を呼び起こすステップ1で収集された情報を通じて、異常または異例な状況が特定される。

- a. 「危険信号」が認識されない：もし金の生産者とそのサプライチェーンにおいては「危険信号」が発せられないとの合理的な判断が出来る場合は、そのサプライチェーンに関して追加的なデュー・ディリジェンスは求められない。ステップ1で設置された管理システムは維持され、定期的な見直しを受けるべきである。
 - b. 「危険信号」が認識される、または情報が不明：そのサプライチェーンにおいて「危険信号」を認識する金の生産者、もしくは金のサプライチェーンから一つ以上の「危険信号」を合理的に排除できない金の生産者は、以下のステップ2(C)へ進む。
- C. 企業の進行中および計画中の「危険信号」のサプライチェーンを取り巻く実際の状況を明確に描く。**
1. 「危険信号」が発せられている場所に関する事情について詳細な検討を、そして「危険信号」が発せられている供給業者についてデュー・ディリジェンスを、それぞれ行う。
 - a. 政府、国際機関、非政府団体（NGO）、およびメディアからの調査報告、地図、国連の報告書および国連安保理制裁、金の採掘及びそれが潜在的な原産国における紛争や人権または環境破壊におよぼす影響について書かれた業界の文献、またはその他の公的な声明文（例：倫理年金基金からのものなど）、を検討する。
 - b. 地方政府および中央政府、地元の市民社会組織、市民社会ネットワーク、国連平和維持部隊、および地元の供給業者らと共に協議する。協力企業からの個別の質問や明確化要求に応じる。
 - c. （机上の調査、金の供給業者の現場訪問、リスクに比例した購入記録の無作為サンプル検証、さらに該当する場合は、資金洗浄防止およびテロ資金対策（AML-CFT）の手順および支持の検討および評価などにより）上流の供給業者が、本ガイダンスの内容に従った指針および管理システムを有しているか、またそうした指針および管理システムが機能しているか判定する。
 2. **採掘された金について、現場評価チームを設置する。** 地元の金の輸出業者、金の国際取引業者、もしくは「危険信号」が発せられていることが明らかになっている精製業者は、どの状況にあっても、企業の「危険信号」のサプライチェーンを取り巻く実際の状況に関する情報が確実に収

集されることについて個々に責任を有している。地元の金の輸出業者、金の国際取引業者、もしくは「危険信号」が発せられていることが明らかになっている精製業者は、現場評価チームを設置し、供給業者に関する情報、（そして関連があれば）鉱物の採掘、取引、取扱い、精製、および輸出に関する情報の生成と維持を行うべきである。上流の企業は、この評価チームを、そうした地域で調達または操業を行っている他の上流の企業との共同で設置することもあれば、業界の取り組みや、多様な利害関係者により機構を通じて設置できる。「共同」チームの形成が不可能な場合、もしくは共同作業を好まない場合、企業は現場評価チームを単独で運営する必要がある。こうした現場評価チームを設置するにあたって、企業およびその他利害関係者らが行うべきことを次に挙げる。

- a. 他企業との共同による現場評価に貢献する場合、次の点を考慮する。貢献する企業の規模ならびにデュー・ディリジェンスを行うにあたって利用可能な資源。現場情報を評価する個々の企業の能力およびサプライチェーン内における企業の位置付け。他の上流の企業（金の生産者を含む）によって過去に設置された現場評価チームの質。すべての流入した金について企業から提供されたデータをクロスチェックすることによって示される企業のデュー・ディリジェンスの信頼性。²⁹
- b. 評価者が確かに評価対象の活動には関係しておらず、利益相反が無いようにする。³⁰ 企業の評価実施者は、誠実かつ正確に報告を行い、最高水準の職業倫理基準を守ること、および「職業人として然るべき注意」を払うことを誓わなくてはならない。³¹
- c. 適切な能力水準を確保する。そのために、次に挙げる内の出来るだけ多くの領域の知識や技能を持ち合わせている専門家を採用する。評価を受ける運営の背景（例：言語能力、文化的感覚）。紛争に関連するリスクの内容（例：附属書Ⅱで示した基準、人権、人道法、汚職、金融犯罪、紛争および紛争に関係する融資、透明性）。金のサプライチェーンの特質と形式、および本ガイダンス中の基準ならびに工程。
- d. 評価チームに、自社の管理下または影響下にある鉱山、中間業者、混載業者（consolidators）、および輸出業者へのアクセスを認める。具体的には以下の通りである。
 - i. 現場への立ち入り。荷品積み替えやラベル張り替えが行われる可能性がある場合には、他国の現場も含む。

²⁹ 例えば、金の大規模採掘現場については、関連する現場情報の収集に最適な場所は鉱山現場である可能性がある。その一方、他の上流の企業は、情報が確実に本ガイダンスに従って収集・維持されるように取り計らい、また金の生産者および精製業者の間における状況に関して、追加情報を集める必要がある。

³⁰ ISO 19011（2002年）、第4項参照。

³¹ ISO 19011（2002年）、第4項参照。

- ii. 帳簿、記録、あるいは調達行為、税金、手数料、および採掘権料に関するその他の証拠、ならびに輸出書類へのアクセス。
 - iii. 現地での物流支援・補助。
 - iv. チームと情報提供者の安全確保。
- e. 評価チームに情報を提供するために、必要に応じて、地域社会監視ネットワークおよび多様な利害関係者による情報ユニットのいずれかまたは両方を設置するか、もしくはその創設を支援する。また、鉱山、武装集団、取引ルート、道路閉鎖、および飛行場の位置を示す対話型地図を（出来れば追加または新規に製作し）検討する。

3. 採掘された金について、それが LSM による金か、ASM による金かを判定する。

- a. 「LSM による金」については、（サプライチェーンにおける企業の位置付けに当てはまる場合）中規模および大規模の金の生産者と協力し、金の採掘、取引、取扱い、および輸出を取り巻く実際の状況に関する証拠を入手する。証拠としては以下のようなものが挙げられる。
- i. すべての産出した金（output）について、その鉱山の名前および場所。
 - ii. 金が加工（例：混載、混合、粉碎、圧延、そしてドーレや砂金などへの精錬）される場所。
 - iii. 金の加工および輸送の方法。
 - iv. 輸送ルートの位置、金の取引が行われる地点、輸出入の際に国境を越える地点（該当する場合）。³²
 - v. 鉱山の現在の産出量および生産能力、ならびに生産能力と生産実績の記録との比較分析、食い違いの記録。
 - vi. 鉱山製錬所の現在の生産量および生産能力、ならびに可能なら生産能力と生産実績の記録との比較分析、食い違いの記録。
 - vii. 金の生産者、中間業者、金の取引業者、輸出業者および再輸出業者など（但し、これらに限定されない）、上流のサプライチェーンの全関係企業に関する身元情報および「顧客熟知」情報。そして、金を取り扱うサービスを提供する第三者（物流、加工、および輸送企業）または鉱山現場や輸送ルート沿いで治安の維持にあたる第三者に関する身元情報および「取引先熟知」情報。身元に関しては以下の指標を含める必要がある。但し、それぞれをどの程度運用するかは、リスクへの配慮に応じて

³² 輸送業者が安全上の懸念からこの情報の開示に難色を示した場合、上流の企業はこれら輸送業者に対し、確実に本ガイダンスに従って輸送ルートのリスク評価を行わせるべきであり、また輸送業者からそうした輸送ルートのリスク評価結果（特定されたリスクやそれに対して取られた措置など）について詳細な報告を求めるべきである。上流の企業はそうしたリスクについてステップ 5 で概説される形で報告すべきである。上流の企業が輸送業者を使わない場合や自社で輸送ルートの情報が取れる場合には、自らリスク評価を行い、ステップ 5 で示されるように報告する。

決まる。

1. 企業の所有（受益所有権を含む）および企業構造。役員および取締役の氏名。
 2. 関連する事業、子会社、親会社、関係企業の情報。
 3. 信頼が高く、独立した情報源の文書、データ、または情報を用いた企業の身元の検証結果（事業登録、引用、設立証明書、など）。
 4. 政府の監視対象情報（国連制裁リスト、OFAC（米国財務省外国資産管理局）の特定国籍業者（SDN）リスト（Specially Designated Nationals List）、ワールド・チェック検索（World-Check search）、など）を確認。
 5. 企業と、政府、政党、軍部、犯罪ネットワーク、もしくは非政府武装集団または公的もしくは民間の保安隊との関係の特定。
- viii. 操業免許証、例えば採掘、輸出。
- ix. 金の採掘、取引、輸送、および輸出に関連して政府へ支払われた税金、手数料、採掘権料等すべて。
- x. 金の採掘、取引、輸送、および輸出に関連する政府機関や役所へのすべての支払いまたは補償。
- xi. サプライチェーンにおいて採鉱以降のあらゆるポイントにおける、公的もしくは民間の保安隊またはその他武装集団に対する、該当する法律が禁じていない支払い。
- xii. 鉱山現場、輸送ルート、および金が取扱いを受けたか加工されたすべてのポイントで提供された治安サービス。
- xiii. 安全要員の訓練およびその訓練内容の「安全と人権に関する自主的原則」に対する適合性。
- xiv. 「安全と人権に関する自主的原則」に従って行う、すべての安全要員の審査ならびに危険度評価。
- xv. 鉱山現場、輸送ルート、および金の取引地点ならびに輸出地点の武装化状況。
- xvi. 鉱山、輸送ルート、および金が取引または加工される地点における、何者かによる深刻な人権侵害（拷問、残虐かつ非人間的で品位を傷つける扱い、強制または義務労働、最悪の形態の児童労働、著しい人権侵害、戦争犯罪もしくはその他の深刻な国際的人道法の違反行為、人道に対する犯罪、もしくは集団虐殺）を示す証拠。
- xvii. 非政府武装集団もしくは公的または民間の保安隊に対する直接的または間接的な支援に関する情報（定義の項を参照）。
- xviii. 関連があるなら、零細および小規模業者が金の生産者の権利のもとで操業している鉱山現場の数と名称。作業員の推定人数。また彼らが「合法的な零細および小規模採掘事業」（「定義」の項を参照）に関与しているか否かの評価。
- xix. 関連があるなら、中大規模の採掘業者と零細・小規模業者の間の関係における対立または緊迫状態の事例。
- xx. 関連があるなら、ASMによる金、もしくは他の供給源からの金が、知らぬ間に金の生産者の加工事業（鉱山の精錬所、など）に紛れ込んでいるという事例・報告・疑惑、および金の生産者によって採掘されたものと詐称しているとの事例・報告・疑惑のいずれかまたは両方。

- b. 「ASM による金」については、そのリスクを判定するために、金の採掘、取引、取扱い、および輸出を取り巻く現実の状況に関し、証拠を入手する。企業は以下の情報を徐々に収集するための措置を取るが、これを補完するために、ステップ 3(C)および附属 I を参照し、零細および小規模採掘業者による堅実で透明性が高く、検証可能なサプライチェーン構築を支援する。
- i. ASM による金を地元の金輸出業者に供給している供給業者を、信頼性が高く、独立した情報源の文書、データ、または情報を用いて特定する。情報としては、それら供給業者の政府、政党、軍部との関係についての情報、特に非政府武装集団や公的または民間の保安隊との関係を報じた事例、さらにはそうした供給業者が調達活動を行う地域に関する情報など。
 - ii. 原産の鉱山、輸送ルート、および金の取引が行われる地点。
 - iii. 零細採掘チームまたは団体、およびまた彼らが「合法的な零細および小規模採掘事業」（「定義」の項を参照）に関与していると見なされるか否かの評価。
 - iv. 金の加工および輸送の方法。
 - v. 政府機関および役人に対し、輸出に関して支払われた税金、採掘権料、および手数料。
 - vi. 金の輸出業者および輸出業者から精製業者に至るまでのサプライチェーン内の関係者（金の国際取引業者を含む）や、金を取り扱うサービスを提供する第三者（物流、加工、および輸送企業）または鉱山現場や輸送ルート沿いで保安の維持にあたる第三者らに関する身元情報および「取引先熟知」情報。身元に関しては以下の指標を含める必要がある。但し、それぞれをどの程度運用するかは、リスクへの配慮に応じて決まる。
 - 1. 企業の所有（受益所有権を含む）および企業構造。役員および取締役の氏名。
 - 2. 関連する事業、子会社、親会社、関係企業の情報。
 - 3. 信頼が高く、独立した情報源の文書、データ、または情報を用いた企業の身元の検証結果（事業登録、引用、設立証明書、など）。
 - 4. 政府の監視対象情報（国連制裁リスト、OFAC（米国財務省外国資産管理局）の特定国籍業者（SDN）リスト（Specially Designated Nationals List）、ワールド・チェック検索（World-Check search）、など）を確認。
 - 5. 企業と、政府、政党、軍部、犯罪ネットワーク、もしくは非政府武装集団または公的もしくは民間の保安隊との関係の特定。
 - vii. 鉱山現場、輸送ルート、および金の取引地点ならびに輸出地点の武装化状況。
 - viii. 鉱山、輸送ルート、および金が取引または加工される地点における、何者かによる深刻な人権侵害（拷問、残虐かつ非人間的で品位を傷つける扱い、強制または義務労働、最悪の形態の児童労働、著しい人権侵害、戦争犯罪もしくはその他の深刻な国際的人道法の違反行為、人道に対する犯罪、もしくは集団虐殺）を示す証拠。³³

³³ 「OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」（2011 年）附属書 II の第一段落参照。

- ix. 非政府武装集団もしくは公的または民間の保安隊に対する直接的または間接的な支援に関する情報 (定義の項を参照)。
 - x. 他の供給源からの金が、知らぬ間に金のサプライチェーンに紛れ込んでいるという事例・報告・疑惑、および詐称しているとの事例・報告・疑惑のいずれかまたは両方。
 - xi. 関連があるなら、中大規模の採掘業者と零細・小規模業者の間の関係における対立または緊迫状態の事例。
4. **再生利用される金³⁴**については、「再生利用される金」の「危険信号」のサプライチェーンから、リスクに基づくアプローチを用いて、またその際にはより高いリスクを呈する人、場所、取引に優先順位を置いた上で、追加情報 (机上の調査、金の供給業者の現場訪問、リスクに比例した購入記録の無作為サンプル検証など) を収集する。³⁵ リスクに基づくデュー・ディリジェンスの重要な一部として、供給業者と取引が特定され、あらゆる階層で記録が採取され維持されるべきである。そのようなリスク要素としては次のようなものが挙げられる。(但し、これらに限定されない。)
- a. **取引の価値。**紛争地域または高リスク地域の外で行われる再生利用される金のすべての取引について 15,000 米ドル³⁶を出発点として開始し、デュー・ディリジェンスは増大する価値に比例したものとなる必要がある。しかし、採掘地域またはその近辺における取引には、例えば金 1 グラムのように、非常に少量の場合が含まれることがある。従って、紛争地域または高リスク地域の中における取引であればどんなものでも価値に関わらず、精密な調査に力を入れる価値がある。
 - b. **取引の場所。**金は少量でも価値が高く、持ち運びが容易である。従って完全にリスクが無い場所というものは無い。一方、金の取引場所としてリスクが高くなるのは次のようなものがある。金の経由地や輸出地が、原産地として申告された場所と一致を見ない場所。原産地として申告された場所のすぐ近くにある、競争的市場または加工作業場へと直ぐにアクセスできる場所。資金洗浄防止およびテロ資金対策 (AML-CFT) 法、汚職防止法、税関審査、およびその他関連する政府による取締り法の実施が弱い場所。そして、現金主義経

³⁴ 再生利用された素材は、それ自体は紛争の一因となる懸念はないが、潜在的には紛争地域および高リスク地域にて採掘された金の原産地を隠匿するための洗浄を行う際の道具となる可能性がある。

³⁵ これらの記録には必ずしも、サプライチェーン内を動いている素材そのものは伴わないが、その後追跡や検証を行うためには、入手可能な状態にあるべきである。金のサプライチェーン内の政府や企業は、資金洗浄ならびにテロ資金対策と対抗するために、金融活動タスクフォースによる「40の勧告」を参照し、さらに具体的には同じく「貴金属・宝石ディーラーのためのリスクに基づくアプローチ (RBA) ガイダンス (RBA Guidance for Dealers in Precious Metal and Stones)」(2008年)を参照のこと。

³⁶ 金融活動タスクフォース「40の勧告」(2003年)、および同じく金融活動タスクフォース「貴金属・宝石ディーラーのためのリスクに基づくアプローチ (RBA) ガイダンス (RBA Guidance for Dealers in Precious Metal and Stones)」(2008年6月17日)を参照のこと。

済を含め、国内で非公式な銀行システムが稼働している場所。³⁷

- c. **材料・素材の種類。**「未処理の再生利用される金」は、税金逃れや金の洗浄の手段としての金製品を「採掘された金」から直接製造していることで知られている地域を起源とする場合はあるものの、「溶解された再生利用される金」（「定義」参照）ほどには、紛争地域および高リスク地域からの採掘された金の洗浄の道具には用いられる可能性は高くない。紛争地域で産出された「採掘された金」で高濃度のもの（例：砂金採鉱による純度 90%）を、精製して質を高めるのに遥かに手間のかかる低価値素材を用いてわざわざ洗浄する可能性は低い。このように洗浄に用いられることのない低価値素材の例としては、電子機器のスクラップや他の金属の精製から得られた残留電解スライムなどがある。一方、高濃度の金の宝飾品は採掘された紛争金に近い物理的特徴を有している。
- d. **異例の状況。**再生利用される素材は、状況に応じてその妥当性が検討されるべきである。例えば、ある供給業者からまたは地域からの高品位素材の量が、通常とは異なる形で急激に増えた場合、説明がなされる必要がある。仮に国内で用いられる宝飾品が一般的に 14k（58%）を用いていた場合、再生利用された宝飾品で 90%と称するものに関しては疑問を投じる必要がある。
- e. **供給業者。**再生利用される金の供給業者が異なれば、洗浄活動のリスクも様々になる。例えば、管理された施設で製造・加工が行われた再生利用される金のリスクは、収集業者が複数の供給源から集めてきたもののリスクよりも低い。この他にリスクが高まる要因としては、本ガイダンスで推奨されるデュー・ディリジェンス工程と供給業者の行為との間にかなりの差異がある場合や、当該供給業者と、サプライチェーン内の供給業者や取引先との間に「著しく、説明のつかない地理的な距離がある」場合である。

5. **再生利用される金については、**机上の調査、金の供給業者の現場訪問、リスクに比例した無作為抽出による購入記録の検証、および該当する場合は、購入と資金洗浄防止およびテロ資金対策（AML-CFT）の手順ならびに指示に関するより詳細な評価検討、を含む精密な調査を必要とする取引に関して、以下の情報を収集する。

- a. スクラップが精製されている製造施設があるかどうか。
- b. 株式公開されていない金のアクセサリー企業に顕著な所有関係やその交代があるかどうか。
- c. 現場訪問および書類の検査を通じて、再生利用される金／スクラップの金の事業が占める割合について、妥当と思われるおおよその水準を判定する。その際、金価格や経済情勢によってその割合が変動する余地のあることを認識しておく。

D. **サプライチェーンにおけるリスクを評価する。**企業の「危険信号」サプライチェーンを取り巻く

³⁷ 金融活動タスクフォース「貴金属・宝石ディーラーのためのリスクに基づくアプローチ（RBA）ガイダンス（RBA Guidance for Dealers in Precious Metal and Stones）」（2008年6月17日）109項を参照のこと。

実際の状況を明確にすることにより収集、学習した情報を評価する。企業は、入手した情報と下記との間に何らかの合理的な相違が生じていれば、それを「リスク」と考える必要がある。

1. 本ガイダンスの附属書 II と調和した企業のサプライチェーン指針。³⁸
2. 本ガイダンス中のデュー・ディリジェンスの基準および工程、および本ガイダンスのステップ 1 を通じて得られた情報。
3. 企業が本籍を置く国もしくは（該当する場合は）企業が株式を公開している国の法律。金の原産国である可能性が高い国の法律。金が経由する国や、再輸出される国の法律。
4. 企業の操業や取引関係を支配する法的文書。例えば、融資契約書、受委託契約書、供給契約書。
5. その他関連する国際的な文書類。例えば、OECD「多国籍企業行動指針」、国際人権法および人道法。資金洗浄防止に関する国際的な勧告およびガイダンス。

³⁸ 上記ステップ 1(A)および附属書 II 参照。

セクション III - 下流の企業のためのリスク評価

下流の企業は、自らの精製業者のデュー・ディリジェンス行為を本ガイダンスに照らし合わせて評価することにより、そのサプライチェーンにおけるリスクを特定する必要がある。

- A. サプライチェーン内の金の精製業者を最善の努力によって特定する。下流の企業は、自身のサプライチェーンで利用される精製された金を生産する金の精製業者を特定することを目指すべきである。金の精製業者の特定は下流の供給業者らを通じて要請することにより可能となる場合もあるが、下流の企業は供給業者の表示をリスクに見合った措置により評価、検証する必要がある。場合によっては、金のバー、コイン、ロッドまたはその他の精製された金の製品には、既に精製業者のマークが刻印されている。
1. **精製業者が特定された場合** - ステップ2 のセクション III(B) へ。
 2. **最善を尽くしたが精製業者の特定に至らない場合** - ステップ3 のセクション II へ。
- B. 精製業者のデュー・ディリジェンスについて事前に証拠を入手し、彼ら精製業者がそのサプライチェーンの「危険信号」を既に特定したか、または合理的に見て特定していると考えられるかを検討する。製業者がそのサプライチェーンの「危険信号」を既に特定したか、または合理的に見て特定していると考えられるかどうかの判断はすべて、ステップ1 で得られた情報およびその他の追加情報 (供給業者との関係から得られた情報や机上の調査から得られた情報) に依存する企業の合理的で誠実な努力に基づいて行われる必要がある。企業は、妥当な判断を下すために、リスクに見合った外部の証拠資料を用いて供給業者の表示を検証する必要がある。
1. **精製業者がまだ「危険信号」を特定していない**: 金のサプライチェーンにおいて下流の企業が、その精製業者のサプライチェーンにおいてはこれらの「危険信号」が発せられないと合理的に判断できる場合は、そのサプライチェーンに関して追加的なデュー・ディリジェンスは必要とされない。ステップ1 で設置された管理システムは維持され、定期的に見直しされる必要がある。
 2. **精製業者は金のサプライチェーンにおける「危険信号」を特定した、または解らない**: 自身の精製業者のサプライチェーンにおける「危険信号」を特定した下流の企業、または精錬業者のサプライチェーンから、一つまたは複数のこうした「危険信号」を排除できない場合は、ステップ2 のパート III(C)へ進む。
 3. **金のサプライチェーン内において「危険信号」の精製業者のサプライチェーンのデュー・ディリジェンス行為を評価することによりリスクを評価する**。企業は、リスク評価を実施するため

に、サプライチェーン内の「危険信号」の精錬業者が、本ガイダンス内で勧告されている紛争地域および高リスク地域からの金の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスの全要素を行っているか否か判定する必要がある。下流の企業が行うべきことは以下の通りである。

- a. 精製業者の金のサプライチェーンのデュー・ディリジェンス行為に関する証拠を入手する。
- b. リスク評価チームから得られた情報を検討する。
- c. 精製業者によるデュー・ディリジェンス行為の証拠を、本ガイダンス中のサプライチェーン指針およびデュー・ディリジェンス工程と照らし合わせることにより、クロスチェックする。企業は、供給業者のデュー・ディリジェンス行為および企業のサプライチェーン指針（附属書 II に従う）との間に相当な相違が見られた場合には、それをリスクと考え、ステップ 3 において対処する必要がある。
- d. 精製業者のデュー・ディリジェンス行為が本ガイダンスに適合した基準に従って監査を受けたか否かを判定し、その監査結果を入手する。精製業者のデュー・ディリジェンス行為が本ガイダンスに適合した基準に従って監査を受けていない場合、もしくは精製業者のデュー・ディリジェンスと本ガイダンス内の基準や工程との間に相違が見られる場合、下流の企業はステップ 3 に従ってリスク管理に努める必要がある。また、本ガイダンスのステップ 4 に従って監査を受けた精製業者からの調達に努める必要がある。

ステップ3：特定されたリスクに対処するための戦略の構築と実施

目的：悪影響を防止もしくは緩和するため、特定されたリスクを評価し、それに対処すること。企業は本章の勧告を、他と協力し、共同の取組みを通じて実施することができる。しかし、各企業は自らのデュー・ディリジェンスに関する責任は個別に持ち続けることになるため、共同作業を行う場合であっても常に、個々の企業に特有の状況を適切に考慮しなくてはならない。

セクションI - 上流の企業のためのリスク管理

- A. 任命された経営上層部に対し、結果を報告する。その際、集まった情報、およびサプライチェーンのリスク評価で特定された現実のリスクと潜在的なリスクについて概説する。
- B. 供給業者との関係を強化し、ステップ1(C)で挙げた金のサプライチェーンに対する透明性、情報収集、および統制のためのシステムを強化する。そこで上流の企業が行うべきことは以下の通りである。
 - 1. 加工流通過程管理およびトレーサビリティのシステムのいずれかまたは両方を設置し、「危険信号」サプライチェーンから金の流入・産出すべてに関し、ステップIIのセクションIおよびII(C)で概説された構成要素に分けられた情報を収集・維持する。
 - 2. 鉱山の生産および能力に見られる相違、加工工程の生産および能力に見られる相違、もしくは出荷された金に関する供給業者から提供される情報の相違がある状況に対して、必要に応じて、物理的な安全対策（輸送時の安全、不正開封防止容器の中の密閉機能など）を強化する。
 - 3. 紛争や深刻な人権侵害に関連するとして特定されたリスクがある荷品はいずれも、物理的に他から引き離し、保護する。
 - 4. 供給業者に対する抜き打ち検査を行う権利と、供給業者の書類にアクセスする権利を、適用と監視³⁹が可能な供給業者との間で交わす商業契約書および書面の合意書の両方またはいずれかの中に盛り込む。

³⁹ 供給業者の監視ならびに違反の管理に関する情報は、ステップ2～5を参照。

5. すべての流入した金に対して、評価チームが入手・維持した下記の情報を、上流のサプライチェーンを通じて共有する。
- a. 原産の鉱山。可能な限り具体的な情報とともに。
 - b. 金または金を含有する素材を、混載、混合、粉碎、圧延、精錬、および精製している場所。
 - c. 採掘の方法（零細および小規模、または中規模および大規模採掘）、および選鉱・精錬・精製の日付。
 - d. 重量および測定された品質特性。
 - e. 原産の鉱山から精製業者に至るまでの上流のサプライチェーンにあって金を扱うすべての供給業者ならびに関連するサービス提供者の身元。企業の所有（受益所有権を含む）。企業構造と役員および取締役の氏名。紛争地域および高リスク地域における、これら企業や役員と政府、政治、または軍部との関係。
 - f. 金の採掘、取引、輸送、および輸出に関連して政府へ支払われた税金、手数料、採掘権料等すべて。
 - g. 金の採掘、取引、輸送、および輸出に関連する政府機関や役所へのすべての支払いまたは補償。
 - h. サプライチェーンの採鉱以降のあらゆるポイントにおける、公的もしくは民間の保安隊またはその他武装集団に対する、該当する法律が禁じていない支払い。
 - i. 安全に配慮して行われている金の輸送方法と、同じく保全性確保のために行われている工程。
6. **精製業者については**、「業界プログラム」⁴⁰や、紛争地域および高リスク地域からの金に関する情報の収集と処理の権限を委ねられて設置された「制度化されたメカニズム」に従う目的から、デュー・ディリジェンス工程を通じて得られた情報を、監査役が利用できるようにしておく。こうしたプログラムやメカニズムが存在しない場合には、下流の購入者らに対し、関連する情報を彼らが利用できるようにする。
- C. **リスク管理計画の立案と採用。**企業は、ガイダンスの附属書IIに従い、ステップ2で特定されたリスクへの企業の対応について概説したサプライチェーンのリスク管理計画を採用し、次のいずれかの方法でリスク管理を行う。(i) 測定可能なリスク緩和の取組みを実施中、取引を継続する。(ii) 測定可能なリスク緩和の取組みを実施中、取引を一時停止する。(iii) 緩和の取組みが実施不可能もしくは許容不可となった場合、供給業者との関係を解消する。リスク管理計画を決定・立案するために企業が行うべきは以下の通りである。
1. 特定されたリスクが、供給業者との関係の継続、一時停止、もしくは解消のいずれかによって

⁴⁰ 例えば、「LBMA 責任ある金のガイダンス、EICC-GeSI 紛争の無い精錬プログラム」(LBMA Responsible Gold Guidance, the EICC-GeSI Conflict Free Smelter Program) および、もし本ガイダンスに一致する場合は、「RJC 流通加工過程管理の証明 (RJC Chain-of-Custody Certification)」を参照のこと。

緩和することができるか否かの判断を行うために、ガイダンス附属書 II の紛争地域および高リスク地域からの金についてのモデル・サプライチェーン指針を検討する。

2. 測定可能なリスク緩和の取組みを通じて、供給業者との関係解消を必要としないリスクを管理する。測定可能なリスク緩和の取組みは、リスク管理計画の採用から 6 ヶ月以内に顕著で測定可能な改善を推進することを目的とすべきである。リスク緩和のための戦略立案の際に、企業が行うべきことは以下の通りである。
 - a. 紛争に加担してしまうリスクを、より効果的かつ直接的に緩和することのできるサプライチェーン中の関係企業に対する影響力を、構築するまたは構築した上で行使する。上流の企業は既に他の上流の関係企業に対して、実際のまたは潜在的な影響力を持っている場合がある。上流の企業は供給業者や関連する利害関係者との間に建設的に関係を構築してゆく方法を模索すべきであり、リスク排除に向けてリスク管理計画の採用から 6 ヶ月以内には、顕著なしかも測定可能な改善を示さなければならない。⁴¹
 - b. 供給業者および影響を受ける利害関係者と協議し、測定可能なリスク緩和戦略に関し合意する。測定可能なリスク緩和は、企業の個別の供給業者およびその事業の背景に応じて調整される必要があり、リスク管理計画採用後 6 ヶ月時点での明確な目標を宣言し、さらには改善を測定するための質的および量的な指標のいずれかまたは両方を含む。⁴² 企業は、影響を受ける利害関係者に十分な時間を与え、確実にリスク評価ならびに管理計画を検討させ、またリスク管理に関する質問、懸念、および代替案に対し、適切に配慮し回答する必要がある。
 - c. 責任あるサプライチェーン管理について、それが適切な場合には、「業界プログラム」または「制度化されたメカニズム」に関与またはこれらを支援する。その間、これらの取組みが開発途上国の社会および経済に及ぼす影響と、国際的に求められた既存の基準について確実に配慮したものになるようにする。⁴³
 - i. 「危険信号」の操業を行うすべての金の生産者、および「ASM による金」の調達を行うその他の上流の企業は、その金の供給元である「合法的な零細および小規模採掘（Legitimate Artisanal and Small-Scale Mining）」生産者（定義参照）らが、附属 I と調和する堅実で、透明性が高く、しかも検証可能な金のサプライチェーンを構築す

⁴¹ 企業は、推奨されるリスク管理戦略に関するガイダンスの附属書 III を参照のこと。この附属書 III には、リスク緩和のために推奨される措置ならびに改善を測定するために推奨される指標が示されている。リスク緩和に関するさらに詳細な手引きは、ガイダンスの実施フェーズの箇所詳しい。

⁴² ガイダンスの附属書 III、「リスク緩和のために推奨される措置、および改善を測定するための指標」を参照のこと。

⁴³ 「OECD 多国籍企業行動指針」（2011 年）第 2 章(B)(2)参照。

るのを支援し可能にすべきである。

- ii. 「危険信号」の操業を行うその他の金の生産者、およびその他の上流の企業は、附属 I で示された措置を支援することが推奨される。

- D. リスク管理計画を実施し、リスク緩和のパフォーマンスを監視および追跡し、任命された経営上層部にこれを報告する。さらに、緩和の試みが失敗に終わった際には供給業者との関係を一時停止するか解消するかを検討する。これは、附属書 II に概説された推奨されるリスク管理戦略に従って行う。⁴⁴ 上流の企業は、地方および中央当局、上流の企業、国際機関、または市民社会組織、および影響を受ける第三者と協力または協議の上、リスク緩和を実施し、そのパフォーマンスを監視・追跡する。上流の企業は、リスク緩和のパフォーマンスを監視するために、地域社会監視ネットワークの創設やその支援を希望してもよい。
- E. 緩和を必要とするリスクのため、または状況に変化があった後に、事実およびリスクについての追加的な評価を引き受ける。⁴⁵ サプライチェーンのデュー・ディリジェンスは動的な工程であり、継続的なリスク監視を必要とする。リスク緩和戦略を実施に移した後、企業はステップ 2 を繰り返し、効果的なリスク管理を確実に行わなくてはならない。さらに、企業のサプライチェーンにいかなる変化があった際にも、悪影響を防止・緩和するために、幾つかのステップを繰り返すことが必要になることがある。

⁴⁴ 企業は、リスク管理計画採用から 6 ヶ月経っても、特定されたリスクを防止または回避する上で計測可能で顕著な改善が見られない場合、供給業者との関係を最低でも 3 ヶ月間は一時停止または停止すべきである。

⁴⁵ 状況の変化の判定は、企業の加工・流通過程管理の文書化状況や鉱物の原産地および輸送ルートとしての紛争地域の事情の継続的監視を通じ、リスクへの配慮に基づいて行われるべきである。状況の変化には、加工・流通過程や原産地、輸送ルート、輸出地点における供給業者や関係業者の変化が含まれる。特定地域での紛争の増加、地域を監督する軍部の顔ぶれや原産地鉱山の所有や管理の変化など、そうした事情に固有の要素も含まれる。

セクション II - 下流の企業のためのリスク管理

- A. 任命された経営上層部に対し、結果を報告する。その際、集まった情報およびサプライチェーンのリスク評価で特定された現実のリスクと潜在的なリスクについて概説する。
- B. ステップ 1(C)で挙げた金のサプライチェーンに対する透明性、情報収集、および統制のためのシステムを強化する。分散した情報と、精製業者の身元（特定が可能な場合）を追跡して定期的に更新される情報および、ステップ 2、セクション III のデュー・ディリジェンスの結果を含める。
- C. リスク管理計画の立案と採用。企業は、ステップ 2 で特定されたリスクへの企業の対応について概説したリスク管理計画を採用する。この戦略は、サプライチェーン内の精製業者が特定されたか否かにより変わってくる。
1. **精製業者の特定不可の場合** - ステップ 1 および 2 の措置を適切に、誠実に行ったにもかかわらず、下流の企業がサプライチェーン内の精製業者を特定できない場合、そうした下流の企業は、この特定を可能にするリスク管理計画を立案・採用する必要がある。下流の企業は、そのサプライチェーン内の精製業者特定に向けた自身の努力において、顕著な測定可能な改善を示すことが可能となる。下流の企業は、単独の努力で、もしくは業界内の協力での取り組みにより、自らのサプライチェーン内の精製業者を特定する可能性がある。
- a. 下流の企業は、自社の直近の供給業者との内密の討議を通じて精製業者を特定する必要がある。その際、供給業者との契約の中に供給業者機密開示要件を織り込むか、または機密情報共有システムを用いる。
- b. 下流の企業で、（その企業規模および他の要因により）直近の供給業者と上流の関係企業を識別することが困難な企業は、共通の供給業者と取引のある業界メンバー（および取引のある下流の企業）と積極的に協力し、サプライチェーン内の精製業者を特定し、そのデュー・ディリジェンス行為を評価する。また、本ガイダンスの要件に合致した業界の検証制度を通じて精製業者を特定し、そこから調達することも可能である。
2. **サプライチェーン内の精製業者が「危険信号」リスクと共に特定された場合** - 下流の企業は、次のいずれかによりリスクを管理する。(i) 測定可能なリスク緩和がガイダンスの附属書 II に従って精製業者によって行われている間を通じて、精製業者との取引を継続する、(ii) 測定可能なリスク緩和を精製業者が続けている間、精製業者との取引を一時的に停止する、(iii) リスク緩和策は実現不可能と思われる場合、または附属書 II に概説されたリスク管理戦略に従って精製業者がリスクに対応することが失敗に終わった場合、供給業者との関係を解消する。

- a. 深刻な人権侵害のリスクが相当にある場合（附属書 II の第 1 および 2 段落参照）、または非政府武装集団への直接的または間接的な支援がある場合（附属書 II の第 3 および 4 段落）において、精製業者が、その供給業者との関係を即座に停止または解消しない場合、その精製業者との関係解消の措置を直ちに取る。
- b. 精製業者が、附属書 II⁴⁶に従ってリスク緩和に従事しているとき、もしくは精製業者が引き続き本ガイダンスのデュー・ディリジェンス勧告を完全実施する工程にあるとき、下流の企業は、精製業者が自身のリスク管理計画の採用後 6 ヶ月以内に、確実に顕著で測定可能な改善を示すようにする。そうしたリスク管理計画の立案にあたって、下流の企業が行うべきことは以下の通りである。
- i. 紛争に加担してしまうリスクを、より効果的かつ直接的に緩和することのできる可能性がある、サプライチェーン内で危険信号を発する精製業者に対する影響力を、構築するまたは構築した上で行使する。下流の企業は精製業者に対する影響力を、デュー・ディリジェンス行為の内容や実績を契約書（該当する場合）に織り込むことによって構築する場合や、もしくは業界団体や多様な利害関係者による取組みなどを通じて構築する場合がある。その際には、こうした取組みが開発途上国の社会および経済に及ぼす影響と、国際的に求められた既存の基準に対して確実に配慮したものになるようにする。⁴⁷
 - ii. 価値の方向付けと能力開発訓練を通じて精製業者のデュー・ディリジェンスのパフォーマンスを改善させることに重点を置く。下流の企業は、自らの属する団体や上流の業界団体が、関係する国際機関、非政府組織（NGO）、利害関係者やその他の専門家らと協力して、デュー・ディリジェンス能力訓練の規格開発を実施するよう促してゆくべきである。
 - iii. 精製業者およびその他共通の供給業者と協議し、リスク管理計画中の測定可能なリスク緩和に関して合意する。測定可能なリスク緩和は、企業の個別の供給業者およびその事業の背景に応じて調整される必要があり、リスク管理計画採用後 6 ヶ月時点での明確な目標を宣言し、さらには改善を測定するための質的および量的な指標のいずれかまたは両方を含む。
- D. リスク管理計画を実施し、リスク緩和のパフォーマンスを監視および追跡し、任命された経営上層部にこれを報告する。さらに、緩和の試みが失敗に終わった際には供給業者との関係を一時停

⁴⁶ 公的または民間の保安隊に対する直接的もしくは間接的な支援、賄賂を鉱物原産地詐称、資金洗浄と政府に対する税金、手数料、採掘権料の支払いに関する、ガイダンス附属書 II の第 10 および 14 段落参照。

⁴⁷ 「OECD 多国籍企業行動指針」（2011 年）、第 2 章(B)(2)参照。

止するか解消するかを検討する（ガイダンスの附属書 II の第 10 および 14 段落に従う）、もしくは本ガイダンス中のデュー・ディリジェンス勧告を実施するための是正措置を検討する。⁴⁸

- E. 緩和を必要とするリスクのため、または状況に変化があった後に、事実およびリスクについての追加的な評価を引き受ける。⁴⁹ サプライチェーンのデュー・ディリジェンスは動的な工程であり、継続的なリスク監視を必要とする。リスク緩和戦略を実施に移した後、企業はステップ 2 を繰り返し、効果的なリスク管理を確実に行わなくてはならない。さらに、企業のサプライチェーンにいかなる変化があった際にも、悪影響を防止・緩和するために、幾つかのステップを繰り返すことが必要になることがある。

⁴⁸ 企業は、リスク管理計画採用から 6 ヶ月経っても、(i) 特定されたリスク（附属書 II の 10、14 段落）を防止または回避する上で、または (ii) 本ガイダンスでのデュー・ディリジェンス勧告を実施するための修正行動において、計測可能で顕著な改善が見られない場合、供給業者との関係（直接または下請供給業者を通じて）を最低でも 3 ヶ月間は一時停止または停止すべきである。

⁴⁹ 状況の変化の判定は、企業の加工・流通過程管理の文書化状況や鉱物の原産地および輸送ルートとしての紛争地域の事情の継続的監視を通じ、リスクへの配慮に基づいて行われるべき。状況の変化には、加工・流通過程や原産地、輸送ルート、輸出地点における供給業者や関係業者の変化が含まれる。特定地域での紛争の増加、地域を監督する軍部の顔ぶれや原産地鉱山の所有や管理の変化など、そうした事情に固有の要素も含まれる。

ステップ4：独立した第三者による精製業者のデュー・ディリジェンス行為の監査を実施

目的：紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンの精錬／精製業者のデュー・ディリジェンスを独立した第三者が監査すること、および、精錬／精製業者ならびに上流のデュー・ディリジェンス行為の改善に貢献すること。この時、「制度化されたメカニズム」または「業界プログラム」を通じて貢献が行われる場合を含む。

本セクションにおける勧告は、監査の基準として用いられることを意図したものではなく、幾つかの基本的な原則、範囲、基準、およびその他の基本情報を概説するものである。その目的は、サプライチェーンに特化した独立した第三者に、企業、「業界プログラム」もしくは「制度化されたメカニズム」が、新たな監査制度または既存の監査制度の枠組みのいずれかにより、精製業者が実施するデュー・ディリジェンス行為の監査を委託することを検討するためである。監査役は、上流のサプライチェーンの各ポイントにおいて他の目的で他の独立した第三者が行った監査（例えば、「取引先熟知（KYC）」監査もしくはブリオン輸送業者の監査）が、下記の地域を網羅しており、また国際的に認められた管理システムの保証のための監査基準に従っている限り、そうした監査の結果に依存することもある。⁵⁰

A. 紛争地域および高リスク地域からの金の責任あるサプライチェーンのための精製業者のデュー・ディリジェンス行為の実施を独立した第三者が監査し検証する計画を立てる。この監査の範囲、基準、原則ならびに活動内容は、以下の通りである。⁵¹

1. **監査の範囲**：この監査の範囲には、紛争地域および高リスク地域からの金のサプライチェーンのデュー・ディリジェンスを精製業者が実施する上で行うすべての活動、すべての工程、および用いるすべてのシステムが含まれる。そして、ここには、関連する指針および手順、金のサプライチェーンに対する精製業者の支配力や、金のサプライチェーン内の関係業者とのコミュニケーション、下流の企業に開示される供給業者に関する情報、加工流通過程管理およびその他のトレーサビリティ情報、現場での調査を含む精製業者のリスク評価、そして精製業者のリスク管理戦略、が含まれる。但し、これらに限定されるものではない。

⁵⁰ 国際的に認められた監査基準の例としては、ISO19011、SA8000、ISAE3000、および SSEA100 などがあるが、これらに限定はされない。

⁵¹ 企業は、監査プログラムの詳細な要件（プログラムの責任、手順、記録、監視、および総括など）および監査活動の段階的な概要に関しては、ISO 国際標準 19011:2002（「ISO 19011」）を参考にするとよい。

2. **監査の基準**：この監査では、本ガイダンスに基づく監査基準に鑑みた際の、精製業者によるデュー・ディリジェンス工程の適合性を判定する。

3. **監査の原則**：

- a. **独立性**：監査の中立性と公平性を保つために、監査組織および監査チームの全メンバー（「監査役」）は、精製業者およびそれらの子会社、ライセンス先、契約者、供給業者、および共同監査で協力している企業、から独立してはならない。このことは特に、監査役には被監査者との間に、ビジネスまたは金銭面の関係（株式保有、債券、その他有価証券の形で）を含め、利益相反があってはならないことを意味する。また、精製業者のデュー・ディリジェンス行為の設計、確立、実施に関わるサービスや、その中で評価を受けたサプライチェーンの関係企業に関するサービスを、監査の前 24 ヶ月以内の間に被監査者企業に対して提供してはならない。

能力：監査役は、個人個人の特質と共に、第三者による監査を完遂させるのに必要な範囲に特有の能力を持ち合わせてはならない。企業側からは、国際的に認められた基準⁵²に対し、新たな監査基準を確立する際や、既存の基準を改定する際に求められる監査役の能力に関する詳細な相談がなされることもある。個人的な特質としては、誠実性、客観性、機密保持、寛容性、プロ意識などが挙げられるが、これらに限られるものではない。範囲に特有の能力には、以下のものが挙げられるが、但し、これらに限定はされない。

- i. 監査の原則、手順、および技術。⁵³
 - ii. サプライチェーンのデュー・ディリジェンスの原則、手順、および技術。
 - iii. 金の調達行為および金のサプライチェーン。
 - iv. 鉱物の原産地または輸送地となっている紛争地域の社会的、文化的、歴史的な背景。特に監査を行うにあたっての、関連する言語能力と適切な文化的感覚。
 - v. 「OECD ガイダンス」および「金に関する補足書」。紛争地域および高リスク地域からの鉱物に関するモデル・サプライチェーン指針を含む。(附属書 II)
- b. **説明責任**：「業界プログラム」もしくは「制度化されたメカニズム」は、定期的に監査役の

⁵² 国際的に認められた監査基準の例としては、ISO19011、SA8000、ISAE3000、および SSEA100 などがあるが、これらに限定はされない。

⁵³ 企業は、既存の管理システム認証および ISO9001 および SA8000 のような完成した訓練プログラムを検討してもよい。

監査実施能力を監視・確認する必要がある。その際は、監査の目的、範囲、基準などに基づいて行い、また監査プログラム記録に鑑みて判定される。

4. 監査活動：

- a. **監査準備**：監査の目的、範囲、基準や、用いられる言語は、監査役に明確に伝えられなくてはならず、監査開始時点において、被監査者と監査役の間には、如何なる曖昧さも残されてはならない。⁵⁴ 監査役は、利用可能な時間、資源、情報、および関係者の協力に基づいて、監査の実行可能性を判断しなくてはならない。⁵⁵
- b. **現場調査**：現場調査を始める前に、監査役は監査計画⁵⁶および作業文書⁵⁷をすべて用意する。監査役は、**関連するインタビューの実施**（経営陣および評価チームとのインタビューを含む）、**観察**、および**文書の検討**（後述）を行うことによって、さらに証拠を収集し、情報を検証する。現場調査に含まれる内容は以下の通りである。
 - i. **精製業者の施設**および精製業者が紛争地域および高リスク地域からの金の責任あるサプライチェーンのデュー・ディリジェンスを行う場所。
 - ii. **精製業者の供給業者のサンプル**（金の生産者、地元の輸出業者、金の国際取引業者、再生利用業者を含む）。これは監査の基準に従い要求される通り。
 - iii. **評価チームとの協議**。遠隔で実施される場合がある。その目的としては、検証可能で信頼性の高い、最新情報を生成するための基準と方法を確認することである。
 - iv. **地方および中央政府当局、また存在する場合は、国連専門家グループや国連平和維持派遣団、および地元市民社会との協議**。これは、状況や、金のサプライチェーンにおいて特定されたリスクに適切なものを監査役が決定。
- c. **文書の検討**：紛争地域および高リスク地域からの金の精製業者のサプライチェーンのデュー・ディリジェンスの一部として作成されたすべての文書のサンプルは、「書類の通り、システムが監査基準に従っているかどうか判断するため」に検討される。⁵⁸ ここに含まれるのは、サプライチェーンの内部管理に関する文書（加工流過程管理の文書サンプル、

⁵⁴ ISO 19011 の第 6.2 章を参照。

⁵⁵ 同上。

⁵⁶ ISO 19011 の第 6.4.1 章を参照。

⁵⁷ ISO 19011 の第 6.4.3 章を参照。

⁵⁸ ISO 19011 の第 6.3 章を参照。

支払記録)、供給業者との間で交わされた関連の交信および契約条項、下流の企業に対して開示された情報が文書化されたもの、精製業者のリスク評価からの証拠（取引先や供給業者、インタビュー、および現場評価に関する全記録）、およびリスク管理戦略に関するあらゆる文書（例えば、改善指標に関して供給業者との間で合意した内容）などであるが、但しこれらだけに限定されない。文書は現場調査の際に監査役が無作為に抽出する。そこで選ばれるサンプルは、供給業者および金のサプライチェーンに関連したリスク、年間におけるピーク時とピーク時以外に付随するリスク、および個々の供給業者から調達される金の量に付随するリスクを考慮する必要がある。検討される文書の中には、個々の供給業者からのサンプルを含む必要があり、その量は、取引先、供給業者、および金の原産国に関わるリスクの水準に応じて増やす必要がある。また、精製業者のデュー・ディリジェンス措置に関して監査役が懸念を抱いた場合には、サンプル数を増やす必要がある。

- d. **監査の結論**：監査役は、紛争地域および高リスク地域からの金の責任あるサプライチェーンの精製業者によるデュー・ディリジェンスが、ガイダンスの本セクションの勧告と一致する監査基準に適合しているかどうかを、収集した証拠に基づいて判断し、結論をまとめる。監査役は、監査報告書の中で、精製業者に対し、そのデュー・ディリジェンス行為を改善するよう勧告を行う。また、監査役は、ステップ 5 に従い、公表用の監査概要報告書の準備も行う必要がある。

B. 上記の監査の範囲、基準、原則および活動に従って監査を実施する。 サプライチェーン内のすべての関係企業は協力して、監査が、これまでに述べてきた範囲、基準、原則および活動内容に従って確実に行われるようにする必要がある。これは、以下で挙げた活動の一部または全部を行うための「業界プログラム」や「制度化されたメカニズム」を通じて行うことも推奨される。

1. 本ガイダンスの勧告に従った監査基準の草案作り。
2. 監査役の認証
3. 監査プログラムの監視。監査役が監査プログラムに従って監査を遂行する能力を定期的に監視・検討することを含む。
4. 精製業者の監査概要報告書を公表する。その際、事業の機密保持や、競争上や安全上の懸念には十分配慮する。概要報告書に含まれる内容は次の通り。
 - a. 精製業者の詳細。監査の日程や期間。
 - b. 監査活動の内容と手法。ステップ 4(A)(4)の定義の通り。
 - c. 監査の結論。ステップ 4(A)(4)の定義の通り。本ガイダンスの各ステップに関連。

5. 個別の勧告—すべての上流の企業向け

- a. 企業の現場への立ち入りと、関連書類およびサプライチェーンのデュー・ディリジェンス活動の記録へのアクセスを、本ガイダンスに従って認める。
- b. 監査チームが選任した輸送業者および供給業者との接触ならびに手配を推進する。監査役が特定した利害関係者との協議を促進する。
- c. 供給業者の現場訪問が必要なら、接触と手配を促進する。

6. 個別の勧告—すべての下流の企業向け

- a. 下流の企業は、独立した第三者による精製業者のデュー・ディリジェンスの実施に参加し、これを支援することが推奨される。またその際、本ガイダンスの実施の際の効率向上のために、「業界プログラム」を利用することも奨励される。そこには、本ガイダンスに規定された勧告に一致する監査基準の定義づけが含まれる場合がある。小中の事業体は、そうした業界組織団体への参加または業界団体との関係構築が奨励される。

ステップ5：サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関する年次報告

目的：企業が取る措置に対する公共の信頼を得るため、紛争地域および高リスク地域からの金の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスに関して公に報告する。

- A. 紛争地域および高リスク地域からの金の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスに関する追加的な情報を、年に一度報告書にまとめるか、もしくはその方が現実的な場合には、年次の持続可能性報告書もしくは企業の社会的責任報告書の中に盛り込む。その際、事業上の機密保持およびその他の競争上または安全上の懸念には十分に配慮する。⁵⁹**

A.1 すべての上流の企業向け

- 1. 企業管理システム：**ステップ1実施のための措置に関して報告する。ここに盛り込まれるべき内容は以下の通り。企業のサプライチェーンのデュー・ディリジェンス指針を規定する。企業のデュー・ディリジェンスに関与する経営構造、および企業内で誰が直接の責任者なのかを説明する。ステップ1(C)からステップ3(B)までの、金のサプライチェーンに対する透明性、情報収集、および管理のシステムについて記述する。特に、そのシステムがどのように働き、それが報告期間中の企業のデュー・ディリジェンスの取組みを如何にして強化したのかを説明する。企業のデータベースおよび記録管理システムについて記述し、鉱物原産地となる鉱山までのすべての供給業者を特定する方法、ならびにデュー・ディリジェンスに関する情報をサプライチェーンを通じて共有する方法を説明する。EITI（資源採掘産業透明性イニシアティブ）の基準および原則に沿って行われる政府への支払いに関する情報を開示する（該当の場合）。
- 2. サプライチェーンにおける企業のリスク評価：**ステップ2実施のための措置に関して報告する。ここに盛り込まれるべき内容は以下の通り。企業が如何にしてサプライチェーン内の危険信号の事業または危険信号を特定したかを説明する。その際、リスクに比例した供給業者による表示の検証を含む。「危険信号」の操業や「危険信号」サプライチェーンを取り巻く現実の状況を明確に描くための措置について説明する。現場評価チームの手法、実践、およびチームが生成した情報を概説する。その際、企業が他の上流の企業と協力しあったのか、そして協力したのであればどのようにして行ったかを概説する。また、企業が如何にして、すべての共同作業に

⁵⁹ 業務上の機密保持およびその他の競争上の懸念が意味するのは、後になって発展する解釈に影響を与えることのない、価格情報ならびに供給業者関係である。すべての情報は、紛争地域および高リスク地域からの鉱物に関する情報の収集・処理を委ねられて設置された、地域的または国際的な、制度化されたメカニズムに開示される。

において、個々の企業に特有の状況を確実に考慮するようにしたのか、についても概説する。特定された現在のリスクならびに潜在的なリスクについて開示する。話を明確にするために、企業は、これまでに取引したことのない潜在的な供給業者について特定されたリスクに関しては報告すべきではない。

3. **リスク管理**：ステップ 3 実施のための措置に関して報告する。ここに盛り込まれるべき内容は以下の通り。加工流通過程管理やトレーサビリティ・システムのような企業の内部管理システムが、危険信号の金のサプライチェーンに関する信頼性が高い最新情報を収集・維持する力を如何にして強化したのか説明する。リスク管理のために取られた措置について説明する。その際、リスク管理計画中のリスク緩和戦略や、該当すれば能力開発訓練、および影響を受ける利害関係者の関与、などに関するサマリーを含む。リスク緩和のパフォーマンスを追跡・監視するために企業が行った取り組みを明らかにする。同時に、顕著で測定可能な改善について評価するための 6 ヶ月後フォローアップの事例と結果についても明らかにする。企業が、附属書 II に従い、供給業者の身元を開示することはせずに、供給業者およびサプライチェーンのいずれかまたは両方との関係停止に踏み切った事例の数を公表する。ただし、法律に従い、関係停止が容認可能と判断した場合を除く。企業は、関係停止の全事例について、関係する国際的および国内の調査機関ならびに法執行当局のいずれかまたは両方に、該当する法律に従って報告することを目指す必要がある。その際、こうした報告が及ぼす可能性のある潜在的な弊害について十分留意する必要がある。

A.2 精製業者向け：上記に加え、精製業者がすべきことは以下の通り。

4. **監査**：業務上の機密保持および競争上の懸念に適切に配慮しつつ、精錬／精製業者の監査報告を公表する。
 - a. 精錬業者の詳細と、監査の日程。
 - b. ステップ 4(A)(4)で定義された、監査活動と手法。「業界プログラム」および「制度化されたメカニズム」が、本ガイダンスに適合して、およびステップ 4(B)(2)で定義されたように、これらの詳細について公表を行っていない場合。
 - c. 本ガイダンスの各ステップに関連づけた、ステップ 4(A)(4)で定義された監査の結論。

A.3 すべての下流の企業向け

1. **企業管理システム**：ステップ 1 実施のための措置に関して報告する。ここに盛り込まれるべき内容は以下の通り。企業のサプライチェーンのデュー・ディリジェンス指針を規定する。企業のデュー・ディリジェンスに関与する経営構造、および企業内で誰が直接の責任者なのかを説明する。企業が運用している金のサプライチェーンに対する管理システムについて記述する。特に、そのシステムがどのように働き、それが報告期間中の企業のデュー・ディリジェンスの

取組みを如何にして強化したのかを説明する。企業のデータベースおよび記録管理システムについて記述する。

2. **リスク評価**：ステップ 2 実施のための措置に関して報告する。ここに盛り込まれるべき内容は以下の通り。サプライチェーン上の精製業者を特定するために取られる措置について記述する。自身のデュー・ディリジェンス行為の評価について記述する。企業のサプライチェーンのリスク評価の手法について説明する。特定された現実のリスクまたは潜在的なリスクについて明らかにする。
3. **リスク管理**：ステップ 3 実施のための措置に関して報告する。⁶⁰ ここに盛り込まれるべき内容は以下の通り。リスク管理のために取られた措置について説明する。その際、リスク管理計画中のリスク緩和戦略や、該当すれば能力開発訓練、および影響を受ける利害関係者の関与、などに関するサマリーを含む。リスク緩和のパフォーマンスを追跡・監視するために企業が行った取組みを明らかにする。同時に、顕著で測定可能な改善について評価するための 6 ヶ月後フォローアップの事例と結果についても明らかにする。

⁶⁰ 下流の企業のデュー・ディリジェンス行為に関する追加の監査報告もしくはその要約が、存在するまたは法律により求められていれば、事業上の機密事項およびその他の競争上または安全上の懸念に配慮しつつ、これを発行する。

附属 1

零細・小規模採掘業者のために経済および開発の機会を創出するための措置の提案

紛争地域および高リスク地域においては、零細および小規模採掘業者はとりわけ、金の採掘・輸送・取引・取扱い・輸出に関連して起きる悪影響および深刻な人権侵害に対して脆弱である。責任ある紛争に対する意識の高い金の生産および合法的な取引をもたらすような法的な規制環境不在の中でこうした零細および小規模採掘事業が行われる場合、彼らの脆弱さは一段と増す。

この附属は、零細および小規模採掘セクターを疎外化すること、特に恐喝の犠牲者を生むこと、のリスクを最小化することを目的としている。一方で、紛争に関係しない金のサプライチェーンを推進し、それにより零細および小規模採掘業者にとっての経済および開発の機会を創出する狙いがある。この附属では、堅実で透明性が高く、検証可能な、鉱山から市場に至るまでの金のサプライチェーンを構築するための措置、ならびに、合法的な「ASM による金」のためのデュー・ディリジェンスが、形式化や立法化などを通じてこれらの目的を達成できるようにする措置、について提案している。

政府、国際機関、援助提供者、サプライチェーン内の企業、および市民社会組織は、そうすることが国内の法律や指針を踏まえれば適切と見れば、こうして提案される選択肢やその他の補完的なアプローチを活用するために協力してあたる道を模索する機会について検討することがある。

1. 「OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」の附属書 II の基準と一致した、鉱山現場の評価：⁶¹

- a. 鉱山現場における評価工程の監督を行うために、地元の多様な利害関係者による委員会（市民社会、産業、および地方・中央政府からの担当者で構成）を創設し、そこに参加し、またそれを支援する。⁶²
 - i. 鉱山現場、輸送ルート、および金の取引が行われる地点の評価を行う際の明確なパラ

⁶¹ 大湖地域では、これは、「大湖地域国際会議 (ICGLR) 地域認証機構」(ICGLR Regional Certification Mechanism) を実施している国の認証プログラムを通じて行われるべきである。また、「責任ある採掘業における責任ある零細および小規模採掘業のビジョン (*Vision for Responsible Artisanal and Small-Scale Mining in Alliance for Responsible Mining*)」(Echavarria らによる編集) (2008 年)、責任ある ASM に関する責任ある採掘業の提携シリーズ No.1 メデリンの「金の鉱脈—責任ある零細および小規模採掘業のガイド、(The Golden Vein – A guide to responsible artisanal and small-scale mining, Alliance for Responsible Mining Series on Responsible ASM No.1Medellin)」を参照のこと。

⁶² 「大湖地域国際会議 (ICGLR) 地域認証マニュアル」(ICGLR Regional Certification Manual) (2011 年) を参照。

メータを設定し、それを公表する。パラメータは「OECD デュー・ディリジェンス・ガイドランス」附属書 II の基準と一致したものである。⁶³

- ii. 多様な利害関係者の委員会から選ばれた人々でチームを結成し、これらのパラメータを用いて、鉱山現場の評価を行い、結果を公表する。
 - iii. 多様な利害関係者の委員会の担当者らは、鉱山現場、輸送ルート、および金の取引が行われる地点の状況に関して、自身の現場のネットワークを通じて最新情報を求めてゆくべきである。情報は中央情報センターに蓄積さされる。また情報は、評価チーム、政府機関、および当該地域から調達を行っている上流の企業らが、利用できるようにする必要がある。
- b. 鉱山現場における綿密な調査を検討する
- i. 本ガイドランスを広く普及させ、保安隊に対し、金の採掘・取引・取扱い・輸出への違法な関与は、刑罰やその他処罰の対象となることを認識させる。
 - ii. ASM コミュニティ、地方政府、および公的または民間の保安隊の三者間の安全保障体制の正式化を支援する。この時、必要に応じて、市民社会や国際機関が協力する。そして、「安全と人権に関する自主的原則」、「国連 法執行官のための行動綱領 (the UN Code of Conduct for Law Enforcement Officials)」、「国連 法執行官による武力および銃器の使用に関する基本原則 (the UN Basic Principles on the Use of Force and Firearms by Law Enforcement Officials)」と調和した協力のルールを明らかにする。

2. 操業の正式化。⁶⁴ 以下を通じて正式化することを含む。

- a. 現在の零細生産および取引システムにおいて正式化が行われていないことの原因を知る。それにより、正式化を奨励し、可能にする最善の戦略を特定する。
- b. 零細および小規模採掘業者の正式化を支援するために技術援助を行うこと。
- c. 零細および小規模採掘活動には様々な形や規模があることを認識すること。
- d. 枠組み作りのための協力した取り組みを開始し、これに参加すること、および正式化の工

⁶³ 「大湖地域国際会議 (ICGLR) 地域認証マニュアル」(ICGLR Regional Certification Manual) (2011 年) の附属 III および IV を参照。

⁶⁴ Felix Hruschka および Christina Echavarría による「確実な機会 (Rock Solid Chances)」「責任ある採掘業の提携 (Alliance for Responsible Mining) (2011 年) を参照。以下の URL から入手可。
<http://www.communitymining.org/index.php/en/arm-publications>
大湖地域に関しては、「違法な天然資源開発に対抗する ICGLR の地域的取組み (ICGLR Regional Initiative against the Illegal Exploitation of Natural Resources)」の四番目のツールである「零細採掘セクターの正式化 (Formalisation of the Artisanal Mining Sector)」を参照。

程を支援するための援助資金の調達を行うこと。⁶⁵

3. **操業の合法化。**⁶⁶ 零細および小規模採掘業者が、合法的な手続きを経て、採掘権を獲得しその他関連した許認可を受けることを支援する。零細および小規模採掘業者による操業を合法化するための他の規制措置を検討する。採掘の特権に基づく違法な採掘に関連した課題が存在する場合は、関係するすべての利害関係者は、正当な権利保有者と零細および小規模採掘業者が誠実に行動している場合に、両者間における建設的な対話を促進することが奨励される。正当な権利に関して論争が起きた場合は、政府およびその他の利害関係者の協力を通じて仲介による解決策を模索する必要がある。
4. **貿易中継地および定期的に作成される輸送ルートの地図の評価**
 - a. 多様な利害関係者による委員会（上述）の人員によりチームを設置し、それに参加し、金の取引が行われる地点および輸送ルートを、前述のパラメータに基づいて年に一度評価する。
 - b. 原産地を汚染する可能性を避けるため、金の取引が行われる主要な地点に安全な貯蔵施設を建設し、維持する。金の取引場所ならびに輸送ルート沿いにおける安全確保のための適切な選択肢を検討するにあたっては、以下のことを行う。
 - i. 本ガイダンスを広く普及させ、保安隊に対し、金の採掘・取引・取扱い・輸出への違法な関与は、刑罰やその他処罰の対象となることを認識させる。
 - ii. ASM コミュニティ、地方政府、および公的または民間の保安隊の三者間の安全保障体

⁶⁵ 「責任あるジュエリー協議会」による「基準ガイダンス」の「COP 2.14 零細・小規模採掘事業」を参照。ここには、大規模採掘および ASM の取組みのための類似した次のような機会が挙げられている。「技術的改善およびその他の改善のための資金提供／様々な課題に関しての、採掘業者に対する支援および訓練（労働衛生、開拓、採掘および加工方法、付加価値のある工程、組織および財務の管理、爆発物の管理など）／鉱物埋蔵量の判断における採掘業者支援（資金調達方法に関する支援と組み合わせる）／緊急応答サービスの提供／採掘業者への加工サービスの提供または進歩した技術による加工施設を自ら実施する能力の構築／追加支援獲得のための、政府部門、NGO、労働組合、および国際機関との連携／マーケティングおよび商業化に関する手引きの提供、フェアトレードの準備を含む／代替的生計手段、経済開発、および ASM コミュニティにおけるその他の改善に対する積極的支援／可能な限り多くの商品・サービス供給を地元で調達することによる、さらに幅広いコミュニティ支援／コミュニティへの参加条件としての児童労働の排除／ジェンダー認知および権限移譲プログラムを通じての ASM コミュニティにおける女性を取り巻く環境の改善」

⁶⁶ 責任ある零細および小規模採掘事業は、国内の法的枠組みを遵守する。該当する法的枠組みが実施されていない場合、もしくはそうした枠組みが存在しない場合、該当する法的枠組み（存在する場合）の中で操業しようとする零細および小規模採掘業者および事業体の誠実な努力と、彼らの正式化へ向けた機会への取組みは（多くの場合、彼らには能力、技術、財源がまったく無いか、非常に限られていることを念頭に置きつつ）考慮される必要がある。

制の正式化を支援する。この時、必要に応じて、市民社会や国際機関が協力する。そして、「安全と人権に関する自主的原則」、「国連 法執行官のための行動綱領（the UN Code of Conduct for Law Enforcement Officials）」、「国連 法執行官による武力および銃器の使用に関する基本原則（the UN Basic Principles on the Use of Force and Firearms by Law Enforcement Officials）」と調和した協力のルールを明らかにする。

5. 貨物の安全を確保し、評価を受けた鉱山現場からのすべての金に関するデータ収集を可能にする、トレーサビリティ・システムまたは加工流通過程管理システムのいずれかまたは両方を設置する。鉱山現場の評価に続いて直ちに加工流通過程管理システムまたはトレーサビリティ・システムを導入することが推奨される。トレーサビリティ・システムまたは加工流通過程管理システムは、評価を受けた鉱山現場から出荷されたすべての金に関する情報を漸進的に収集し、保持する必要がある。⁶⁷
6. (i) 多様な利害関係者の委員会による鉱山現場、輸送ルート、および金の取引場所の評価、および (ii) 加工流通過程管理システムおよびトレーサビリティ・システムの枠組み、に対し資金援助を提供する。資金援助の形態はさまざまであり、直接的な支援から、評価を受けた鉱山現場や輸送ルートからの金に対して、加工流通過程管理システムまたはトレーサビリティ・システムのいずれかまたは両方が導入されているケースにおける使用料や割増手数料の支払いなど。
7. 評価を受けた鉱山現場からの ASM による金（ASM Gold）を直接しかも競争的に市場へ送り込むためのプログラムを推進し、これに参加する。評価を受けた鉱山現場で操業する零細および小規模採掘業者、精錬／精製業者、評価を受けた鉱山現場からの金で、しかも安全かつ検証可能な輸送ルートを通過して来た金の直接販売を行う業者、らの間で接触を促進し、協力関係を構築する。
8. 苦情処理メカニズムの設置を支援する。この仕組みは、本補足書ステップ 1(E)と調和の取れたものであり、零細および小規模生産者らが、この仕組みにアクセスするのを可能にして、彼らが、紛争地域および高リスク地域からの金の採掘、輸送、取引、取扱い、および輸出に関連して抱いた懸念を、企業や政府当局に対して警告できるようにする。
9. 輸出国および輸入国の税関当局の間の協力を促進する。

⁶⁷ 加工流通過程管理システムまたはトレーサビリティ・システムに含まれるべき情報の詳細なリストは、「金に関する補足書」のステップ 2(C)を参照。



www.oecd.org/daf/investment/mining